

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	分野	担当所管	対応区分	検討結果（対応策）
1001		個人	メール	いいと思います。 これをしっかりと施行していくために実施状況をわかるページなどを作ってもらいたい。	第1章 5 計画の進め方	教育支援課	2	毎年度、春と秋に実施している教育施策説明会において、特別支援教育推進計画に掲げた取組に関する説明を行い、説明資料を公開しています。 計画の実効性を高めるため、定期的に各施策の取組状況を確認し、必要に応じて施策の改善・見直しを行います。 また、計画期間が終了する時点では、進捗状況を評価し、取組の成果と課題としてまとめ、その後の方策等を検討します。
1002		個人	講演会 書面	p.10に関して、都立特別支援学校と地域の小・中学校の副籍交流も「交流及び共同学習」であると思うのですが。	第3章 取組の方向I イメージ 図	教育支援課	1	ご指摘のとおり、副籍交流は、「交流及び共同学習」の一つですので、図の副籍交流部分で加筆修正するとともに、「取組の方向I 推進施策3（5）特別支援学校に在籍する児童・生徒の副籍交流の充実」の説明文に加筆修正します。
1003		個人	講演会 書面	資料をざっと拝読し、しっかり課題を踏まえて計画されていることや、決して問題にフタをしてしまっているわけではなく向き合っている事がよくわかり感謝の気持ちで満たされました。親として、協力できることがあればしていきたいと考えています。	第3章 取組の方向III	教育支援課	2	今回の改定素案では、これまでの関係部局・関係機関との連携のほか、保護者との連携による支援体制の充実を新たに掲げています。 これは、新たに保護者にご負担をお願いするための連携ではなく、相談や意見交換の場の充実など、保護者の皆様のご意向・ご意見を十分に伺っていくための連携です。
1004		個人	講演会 書面	もう少し内容を説明してほしいです。せめて、5つの実施策だけでも。	その他	教育支援課	4	今回の改定素案の中の新規の5つの実施策については、パブリックコメント期間中の説明の場においても、時間の都合により、資料でお示しするだけになりました。 いただいたご意見は、今後、特別支援教育推進計画改定後の説明の機会に、参考とさせていただきます。
1005		個人	講演会 書面	教職員の方々への特別支援教育をすすめてほしいと強く思います。支援の実施・スキルも重要であるが心理的な寄り添いの指導をできる先生が増えるような実習を積んでほしい。支援教室など箱が整っても中身が充実していなければ意味がない。心ない先生のご指導が子どもの教育を受ける場を奪うことがあります。先生は生徒の味方であってほしい。	第3章 取組の方向I	教育支援課	2	児童・生徒の気持ちに寄り添った指導ができるように、1年次の教員には特別支援学級や特別支援学校における体験研修を、2・3年次の若手教員には「教育相談初級研修」を行っています。また、学校・園内の特別支援教育を推進する立場の教員には、障害の理解を含む指導・支援に関する研修を年3回実施し、幼児・児童・生徒理解に基づく指導力の向上を図っています。 今回の改定素案では、「推進施策3 心のバリアフリーの推進」の第一に「推進事業6 教職員への理解啓発」を

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	分野	担当所管	対応区分	検討結果（対応策）
								掲げ、一層の充実を図ってまいります。
1006	1	個人	メール	近隣の港区、品川区で導入されているような、学習支援員の制度を目黒区にも導入して欲しい。	第3章 取組の方向Ⅱ	教育支援課	2	本区においては、通常の学級に在籍し生活面及び学習面での指導に特別な配慮を要する児童・生徒に対し、港区や品川区の介助員及び学習支援員に相当する、特別支援教育支援員を配置して、支援を行っています。 なお、今回の改定素案では、「推進事業14 通常の学級における特別支援教育支援員の専門性の向上」を掲げています。
1006	2	個人	メール	現在、通学以外の移動支援は、障害者手帳を取得しないと利用が出来ず、発達障害児の場合、愛の手帳は対象外で精神障害者福祉手帳を取得するしかない場合が多いと思われる。精神障害者福祉手帳の取得には抵抗がある保護者も少なくないと思われ、また、日本では児童精神科医の数が少なく、病院はどこも非常に混んでおり、通院が大変なため、特別支援教育の対象者は、障害者手帳無しで、通学以外の移動支援も利用出来るようにして欲しい。	その他	障害福祉課	4	移動支援の支給決定者及び延べ利用時間数は年々増加しており、利用対象要件の変更は移動支援サービス事業の制度全体に影響が及ぶため、今後の検討・研究の課題とさせていただきます。
1006	3	個人	メール	障害児の移動支援を提供している事業所が区内に少なく、また慢性的な人で不足で、希望する日時にサービスが受けられない事も多い。事業所への支援策も検討して欲しい。	その他	障害福祉課	3	区では、事業所に対して移動支援従事者養成費用の一部補助や、令和元年10月以降の移動支援報酬単価を上げてまいりました。引き続き事業所への支援を行ってまいります。
1006	4	個人	メール	幼稚園でなく保育園に在籍する子どもが増えているので、区内の保育園在籍児に対する就学前のフォローを充実させて欲しい。現状は親が高い関心を持つか、園の管理者の方が意識的に情報を集めないと、就学前のフォローから漏れてしまう。	第3章 取組の方向Ⅲ	保育課 教育支援課	2	保育課では、特別な支援が必要な保育園在籍児に対する巡回指導の際に、保護者の方からの相談を受けた後、アドバイスをしています。 教育委員会では、医師・心理・教育の専門家が相談を希望する園を訪問し保護者や教職員からの相談をお受けする小学校就学前ガイダンスを毎年5月に周知して、希望のあった園を6月から2月に訪問しています。また、各園に、就学支援シートを配布し、保護者、園、療育機関で小学校に引き継ぎたい内容を記入し、就学予定の小学校に保護者からご提出いただいております。就学支援シートは各小学校、すくすくのびのび園等でも配布しており、区ホームページからもダウンロードしてご利用することができます。 今回の改定素案では、「推進施策6 早期からの連携に

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	分野	担当所管	対応区分	検討結果（対応策）
								よる支援体制の充実」を掲げています。
1007		個人	メール	<p>区立保育園に通園している娘はダウン症があります。保育園では加配の先生についていただいて、お友達と毎日楽しく健やかに過ごしていて、ありがたく思っています。</p> <p>小学校や中学校でも、同じように、適切に配慮していただきつつ、通常学級で、他の障害のない子供たちと成長していったらと願っております。</p> <p>支援員の先生の充実や、他の先生がたのインクルーシブ教育への正しい理解が進むことを希望します。</p>	第3章 取組の方向Ⅰ 取組の方向Ⅱ	教育支援課	2	<p>平成30年3月に内閣府が策定した「障害者基本計画（第4次）」では、「インクルーシブ教育システムの推進」を掲げ、「障害のある幼児児童生徒に提供される配慮や学びの場の選択肢を増やし、障害の有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を進めるとともに、個々の幼児児童生徒の教育的ニーズに最も的確に応える指導を受けることのできる、インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）の整備を推進する。」としています。</p> <p>本区においても、このような国の施策の基本的な方向を踏まえ、今回の改定素案では、「推進事業6 教職員への理解啓発」や「通常の学級における特別支援教育支援員の専門性の向上」を掲げています。</p>
1008		個人	教育施策説明会 書面	<p>我が家の娘は知的障害者です。現在は療育と障害がある・ないに関わらず学べる幼稚園に通っております。</p> <p>皆と過ごす中で、多くの刺激を受け、できなかったと落ち込むこともあれば、療育では学びきれないようなことをできるようになることもあります。お友達とのコミュニケーションをもっと取りたい一心で「あいう」などを自ら練習するようになっています。おそらく就学活動をすれば、特別支援学級の判定がでるでしょう。学びの場において言えば、そちらの方がじっくり学ぶことができるだろうと思う反面、体育や道徳（お話はしっかり理解している）などは皆と共に勉強（通常の学級で）する方が、伸びると確信しています。なぜ、知的障害者に通級なるものがないのでしょうか？</p> <p>通常の学級に在籍し、5科目（苦手なもの）は、別で学ぶような環境を望みます。どうしても特別支援学級に行くと、通常の学級のお友達の顔はわかるけれど、お名前がわからないとか、交流の時間を学校が作っても、毎日、顔を合わせていないので共通の話題がなく、なんとなく話さずじまいだと、小4の長男から聞きました。</p> <p>私が小学生の頃は、私の望む環境にあり、「〇〇くん、いってらっしゃい！」とか、「〇〇くん、今日は何したの？」と気軽に話していました</p>	第3章 取組の方向Ⅰ 取組の方向Ⅱ	教育支援課	5	<p>平成30年3月に内閣府が策定した「障害者基本計画（第4次）」では、「インクルーシブ教育システムの推進」を掲げ、「障害のある幼児児童生徒に提供される配慮や学びの場の選択肢を増やし、障害の有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を進めるとともに、個々の幼児児童生徒の教育的ニーズに最も的確に応える指導を受けることのできる、インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）の整備を推進する。」としています。</p> <p>本区においても、このような国の施策の基本的な方向を踏まえ、今回の改定素案では、共生社会の実現に向けて全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮しつつ、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実していくインクルーシブ教育システムを構築していくことを基本的な考え方としています。</p> <p>なお、通常の学級に在籍する場合は、一部特別な指導に代える通級指導学級や特別支援教室の利用を除いて、通常</p>

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	分野	担当所管	対応区分	検討結果（対応策）
				た。今、なぜ、こんなに区別するのか。一緒の空間にいたら、大人になっても特別視することはありません。それが差別をなくすということじゃないか、と思います。目黒区は、いつもいろんな事柄に取りくんで下さるので、今後も期待しています。				の教育課程に基づいた指導を受けていただく必要があり、現状としては、特定の教科を別室で受けるといった個別の指導を前提とすることはできません。
1009		個人	メール	<p>目黒区特別支援教育推進計画（第四次）改定素案を拝読させていただきました。どれも支援が必要な子の学びを考えてくださっている内容で、これらの計画が実現できることを切に願います。</p> <p>その中で、小学校における自閉症・情緒障害特別支援学級の設置に向けた検討を引き続き行うとした記述があり嬉しく思いました。今は情緒に困りごとのある子と知的な遅れがある子が同じ学級にいます。その意義もあるのかもしれませんが、ですが情緒に困りごとのある子は、本人にクラスの仲間と仲良くしたいという想いがあるにもかかわらず、感情をコントロールすることができないばかりに他の子に厳しくあたってしまうことがあります。知的に遅れのある子は気の優しい子が多いため、情緒に困りごとがある子の顔をうかがい、その機嫌に振り回されるようになり、やがて学校に行きたくなくなる子もいます。これは学びの保障という意味でも問題なのではないでしょうか。それで情緒に困りごとがある子と知的に遅れのある子を分けることになった学級もあるそうです。当事者の保護者とお話をする機会がありましたが、情緒に困りごとがある子の保護者も、知的な遅れのある子の保護者も「情緒のクラスがあれば」と口を揃えて話していました。現に困っている子がいる以上、情緒障害特別支援学級の設置は本当に切実な問題であると感じました。そこで学ぶ子どもたちのため、より良い内容で、できる限り早期に設置が進みますようお願いしたく思います。</p>	第3章 取組の方向Ⅱ	教育支援課	2	改定素案では、「推進事業16 特別支援学級における指導・支援の充実」の実施策として、「小学校自閉症・情緒障害特別支援学級の設置に係る検討」を掲げておりましたが、検討が進み、今後、令和3年4月の小学校における自閉症・情緒障害特別支援学級設置に向けて必要な検討を行ってまいります。
1010		個人	メール	<p>改定案読ませていただきました。これが実現されれば、とても良い社会になっていくことと思いました。</p> <p>ところで気になりましたのは、これらの提案はすべて区立を前提とされていることです。目黒区には、私立の特別支援学校に通っている子供もおります。区立に通っていない子供は対象外でしょうか。実際、副籍制度も有名無実化しており、私立の支援学校に通う我が子は、制度のはざままで前例がないと校長頼みで、4月の校長人事異動後に話し合っただけで、丸投げされている状態です。</p> <p>どうか改定案には、私立の子供がいるということも盛り込んでいた</p>	第1章 4 計画の対照 第3章 取組の方向Ⅰ	教育支援課	2	<p>今回の改定素案では、p.1の「4 計画の対象」で、本計画の対象者は、「区立幼稚園・こども園に在籍している幼児、区立小・中学校に在籍している児童・生徒、目黒区在住で特別支援学校の小・中学部に在籍している児童・生徒、保護者、教職員」としています。</p> <p>副籍制度については、東京都の推進事業ですが、区立学校の中には副籍制度に準じた形で、私立特別支援学校との副籍交流に取り組んでいる学校もあります。</p> <p>私立特別支援学校との副籍交流は学校ごとの個別の対</p>

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	分野	担当所管	対応区分	検討結果（対応策）
				だきたく。それとも目黒区民ではなく目黒区の学校に通わない子供のことは検討に値しないでしょうか。				応とはなりますが、可能な限り積極的に取り組むよう、学校に対して理解啓発してまいります。
1011	1	個人	メール	<p>要支援児を抱える保護者から、私立幼稚園に就園相談に行ったが、入園を断られ悲しい思いをしたという声を聴かされます。私立園の要支援児受入れに対する子育て支援部の補助の仕組みも整備されており、私立園での受け入れも進んでいるようですが、現状はまだまだ厳しいようです。</p> <p>私学には「建学の精神」があるといいますが、それは要支援児の排除ではないはずです。</p> <p>我が子に集団保育、統合保育を受けさせたいという保護者の切実な思いに応えられるよう、私立園でのインクルーシブ教育の充実に向けて区長部局、教育委員会事務局が連携し、私立園に対する要支援児受入れに伴う支援の充実と、積極的な要支援児受入れについての働きかけを行うべきです。</p> <p>それは、目黒区子ども総合計画や目黒区障害者計画の計画内容にも沿った行動と考えます。</p>	その他	子育て支援課	3	支援を要する児童の受け入れは各私立幼稚園で行っているところですが、受け入れの充実への働きかけについては補助金を増額するなど、入園しやすい環境づくりに取り組んでいるところです。
1011	2	個人	メール	<p>区立幼稚園・こども園への特別支援補助員等の効果的な配置実施策に「特別支援補助員等の配置」が盛り込まれていることについては、保護者の区立園に対する信頼感を更に高めるものとして評価されると思われます。</p> <p>しかしながら、3ページの要支援児の年度別推移の表によれば、要支援児の在園率がこの5年間で約2倍になっているにもかかわらず、補助員配置人数の伸びは1.5倍にとどまっています。</p> <p>区の公式ホームページ上で人材募集の記事を拝見していると、幼稚園・こども園特別支援補助員、こども園看護師（みどりがおかこども園）の募集が年度当初から繰り返し行われており、充足されていない状況が推察されます。</p> <p>売り手市場という雇用情勢の中、報酬額の差から、港区や品川区といった近隣区に人材が流れているという話を聞きます。区では来年度の実施を目指し、働き方改革に向けた非常勤職員の処遇改善のため、会計年度任用職員制度への移行を検討されていますが、その対応は他の自治体もまったく同様です。「人はパンのみにて生きるものに非ず」といいますが、要支援児の介助を行う特別支援補助員の高い志に甘え</p>	第3章 取組の方向Ⅲ	学校運営課	4	支援を要する児童の数及び近隣自治体の状況等を踏まえ、検討課題とします。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	分野	担当所管	対応区分	検討結果（対応策）
				ることなく、他区と同職種と比べて遜色のない報酬額を設定しない限り、必要な人員数を確保することは困難と考えます。制度見直しのタイミングに合わせ、報酬額の見直しを行うべきです。それは、要支援児の保護者にとっても、その他の保護者にとっても、また、教職員にとっても必要な対応であると考えます。				
1011	3	個人	メール	<p>学校ICT環境の整備 本推進事業に記載されている内容（年次計画）は、現行の実施計画をそのまま記載したものとされます。当面、特別支援学級にも電子黒板機能付きプロジェクターの設置を進めていくこととしているものです。</p> <p>幼児、児童、生徒の個々の障害に応じた特別な対応（バリアフリー対応をはじめとした合理的配慮への対応）は、必要に応じてその都度個別に対応していくものと思われます。</p> <p>しかし、障害を持つ子どもたちへの学校（園）生活における支援にあたっては、コミュニケーション支援、活動支援、学習支援といった観点からすでに様々な調査、研究が行われており、有効事例も紹介されています。令和6年度までとしている本計画の期間内には、実施計画の改定が行われます。その際、小中学校の機器更新ばかりではなく、特別支援教育の推進に寄与するような実施計画が編成されるよう、その裏付けとなる推進施策をさらに充実させるべきです。</p> <p>また、そのためにも、本推進事業の所管課は、学校ICT課のみとすることなく、教育指導課、教育支援課も連携して取り組むべきです。</p>	第3章 取組の方向I	学校ICT課 教育指導課	3	<p>現在、学校のICT環境整備については、実施計画事業として小中学校の既存機器の更新に合わせて、ICT機器の拡充を図っています。</p> <p>更なる学校のICT環境を整備し、教育の情報化を推進していくため、すべての子どもの多様なニーズに応えることができるICT環境を目指し、学校とも連携し、調査研究を進め、令和2年度を目途に学校の情報化の推進にかかる計画の策定を予定しており、その内容を次期実施計画に反映させてまいります。</p>
1011	4	個人	メール	<p>5ページ本文では「目黒区」が入っているため、目次「第2章 2 特別支援教育推進計画（第三次）における取組の成果と課題」を「第2章 2 目黒区特別支援教育推進計画（第三次）における取組の成果と課題」に修正</p>	その他	教育支援課	1	ご指摘のとおり修正します。
1011	5	個人	メール	「スーパーバイズ」を「スーパーバイズ」に修正	用語解説	教育支援課	1	ご指摘のとおり修正します。
1012		個人	メール	<p>来年区立小学校に入学予定の娘の親の意見をお伝えします。まずは、理想に近い素案をお考えいただき、ありがとうございます。</p> <p>インクルーシブ教育をシステム化せずとも、それが当たり前になっ</p>	第3章 取組の方向I	教育支援課	5	平成30年3月に内閣府が策定した「障害者基本計画（第4次）」では、「インクルーシブ教育システムの推進」を掲げ、「障害のある幼児児童生徒に提供される配慮や学

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	分野	担当所管	対応区分	検討結果（対応策）
				<p>ていくような未来を目指していけたらと願っています。</p> <p>R2年度からの改定ということになっていますが、現場には浸透してますでしょうか？今年度就学相談を受けた感想は、とても来年度からそうなるとは思えない感じでした。確かに、子どもの機能を伸ばすのには手厚い専門家のいる生活の方がいいのかもしれませんが、しかし周りの子どもたちはどうでしょうか？分けてしまっている、自分とは違う、何かに不自由な子どもたちの存在を身近に感じることができないまま育っていくことは、将来、自分とは違う人への排除や差別をしてしまう存在になりかねません。交流というやり方ではお客様感覚は抜けません、同じ教室で共に育ち合う環境が必要なのです。</p> <p>娘は雑巾掛けが苦手です。療育先でもずっと拒否をしてきました、全力で嫌がり、言葉が出るようになったら『やらない』と伝えて、伝えられたからやらなくてオッケーと、3年かけてここまでできました。しかし通っている私立幼稚園では子どもたちが、『当番だからやらなきゃいけないだよ！』と、障害があるからこれはやらなくていいだろうという大人の満足度を軽く飛び越えていきます。そう友だちに言われて専門家が3年かけてもまだ出来ない雑巾がけをあっさり娘がやっている姿を見て、大事なのはこういうことだと日々感じています。</p> <p>私が不安に思うのは、改定案の素晴らしさと、現実のギャップです、就学時健診に行った時も、うちには特別支援学級がありますからと、全く通常の学級に通うことが理解できないような話をされました。周りに迷惑がかからない、教室から飛び出したりしないような子なら障害があってもと言われましたが、だからといって支援員をフルでつけるのもありえないと、ある小学校で現在フルでついている例もあるのに現場は何も知らない。</p> <p>通常の学級から特別支援学級に通う柔軟さはどの小学校にもあるべきですし、越境ができないというならこの小学校ではできない、理解がない、というのはおかしい話です。全体が同等のバランスであるべきです。いますぐにでも柔軟な対応を求めます。</p> <p>理想は娘のインクルーシブ教育が成功体験として伝えていけるようなものになればいいと思っています。</p>	取組の方向Ⅱ 取組の方向Ⅲ			<p>びの場の選択肢を増やし、障害の有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を進めるとともに、個々の幼児児童生徒の教育的ニーズに最も確にこたえる指導を受けることのできる、インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）の整備を推進する。」としています。</p> <p>本区においても、このような国の施策の基本的な方向を踏まえ、今回の改定素案では、共生社会の実現に向けて全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮しつつ、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実していくインクルーシブ教育システムを構築していくことを基本的な考え方としています。</p> <p>本区の就学相談において、特別な支援を必要とするお子さんの就学先の決定にあたっては、関係法令に基づき、就学相談を丁寧に行い、本人の障害の状態や教育的ニーズ、本人・保護者・専門家の意見、学校や地域の状況などを基に総合的に判断し、児童・生徒一人ひとりのもつ能力や可能性を最大限に伸ばすことができる就学先を保護者にお示ししたうえで、さらに本人・保護者の意向を可能な限り尊重して合意形成を行っています。</p> <p>また、就学後も継続相談を行い、随時、転学相談も受け、児童・生徒の実態に応じた学びの場の変更も柔軟に行っています。</p> <p>なお、特別支援学級、通常の学級には、それぞれに教育課程があり、それに基づいて指導を受けていただく必要があります。特別支援学級に所属する児童・生徒は、交流及び共同学習の一つとして、通常の学級の授業に参加することは可能です。一方、通常の学級の児童・生徒が、一部特別な指導に代える通級指導学級や特別支援教室の利用を除き、特定の教科を別室や特別支援学級で学ぶといった特別の指導を前提とすることは、現状としてはできません。</p>

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	分野	担当所管	対応区分	検討結果（対応策）
1013		個人	メール	<p>特別支援が必要な子どもが、入園・就学するにあたり、幼稚園・保育園・通常の学級・特別支援学級などいくつか選択肢はあるが、実際は入園を断られたり通常の学級を希望しても特別支援学校などを勧められたりというのが現実のようです。この計画案と現実(現場)で大きな差を感じられます。長い目で見ていく必要があるとは思いますが、現場で何が起きているのか？何が問題となっているのか？をしっかりと検証頂きたいと思えます。</p> <p>我が子が通っている幼稚園では、分けることなくいろんな子がいるのが自然でお互いに理解し合い、助け合いながら育ち合っているのを目の当たりにしている。これからの社会もそうあって欲しいと願います。そのためには、大人の私達はどうかどう支えていけばいいのか考えていかなければならないと思えます。</p>	第3章 取組の方向Ⅲ	教育支援課	2	<p>本区の就学相談において、特別な支援を必要とするお子さんの就学先の決定にあたっては、関係法令に基づき、就学相談を丁寧に行い、本人の障害の状態や教育的ニーズ、本人・保護者・専門家の意見、学校や地域の状況などを基に総合的に判断し、児童・生徒一人ひとりのもつ能力や可能性を最大限に伸ばすことができる就学先を保護者にお示ししたうえで、さらに本人・保護者の意向を可能な限り尊重して合意形成を行っています。</p> <p>また、就学後も継続相談を行い、随時、転学相談も受け、児童・生徒の実態に応じた学びの場の変更も柔軟に行っています。</p>
1014		個人	メール	<p>特別な支援が必要な子どもと、そうではない子ども達を分けてはいけないと思っております。</p> <p>同じ地域社会に暮らすもの同士、同じ教室に籍を置き日々共に過ごす事が当たり前であるべきだからです。</p> <p>それは、特別な支援が必要な子どもにとって大事な事ではなく、全ての人にとって大事な事であると思っております。</p> <p>様々な価値観、特性が関わり合いながら互いに刺激し合いながら多様性を受け入れ、自分の当たり前は、世の中の当たり前ではないかもしれない。と多面的に物事を見て考えることができれば、社会全体が人や物事に対し無関心ではなくなると信じております。</p> <p>その為にも、幼少期、学童期の環境はとても大事なものになります。</p> <p>どうか、改定素案がきちんと現場にも根付く事を切に願っております。</p> <p>同時に、支援を必要とする子ども達は一人一人が違った支援、合理的配慮を必要としています。一括りにすることなく、一人一人に対して柔軟な発想と対応ができるよう現場と行政の連携がきちんととられますよう何卒よろしくお願い致します。</p>	第3章 取組の方向Ⅰ 取組の方向Ⅱ 取組の方向Ⅲ	教育支援課	2	<p>平成30年3月に内閣府が策定した「障害者基本計画(第4次)」では、「インクルーシブ教育システムの推進」を掲げ、「障害のある幼児児童生徒に提供される配慮や学びの場の選択肢を増やし、障害の有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を進めるとともに、個々の幼児児童生徒の教育的ニーズに最も的確に定める指導を受けることのできる、インクルーシブ教育システム(包容する教育制度)の整備を推進する。」としています。</p> <p>本区においても、このような国の施策の基本的な方向を踏まえ、今回の改定素案では、共生社会の実現に向けて全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮しつつ、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実していくインクルーシブ教育システムを構築していくことを基本的な考え方としています。</p> <p>本区の就学相談において、特別な支援を必要とするお子さんの就学先の決定にあたっては、関係法令に基づき、就学相談を丁寧に行い、本人の障害の状態や教育的ニーズ、本人・保護者・専門家の意見、学校や地域の状況などを基に総合的に判断し、児童・生徒一人ひとりのもつ能力や可</p>

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	分野	担当所管	対応区分	検討結果（対応策）
								<p>能性を最大限に伸ばすことができる就学先を保護者にお示ししたうえで、さらに本人・保護者の意向を可能な限り尊重して合意形成を行っています。</p> <p>また、就学後も継続相談を行い、随時、転学相談も受け、児童・生徒の実態に応じた学びの場の変更も柔軟に行っています。</p>
1015		個人	メール	<p>私はいじめ問題の観点からも特別な支援が必要な子とそうでない子を分けるのは良くないと思っています。</p> <p>中2になる姪っ子は他の子から浮いてはいけない、目立ってはいけないという同調圧力に苦しんでいます。そもそも社会は色んな考え方や立場や環境を認め合うべきなのに、今の社会は違いを認められない現状なのではと思うのです。それは子供達が小さい時から色んな子供がいる中で生活できなかったからではないでしょうか？特別な支援が必要の子もそうでない子もそれぞれに特色があり、交わり合って助け合う気持ちを育てることが大切です。</p> <p>現場ではインクルーシブと言いながら、特別な支援を受ける子が透明人間のように扱われていると聞きます。子供同士もっと色んな関わりが出来てこそそのインクルーシブではないでしょうか？</p> <p>人と同じことで安心感を得るよりも、お互いにどんな特性がありそれを受け入れられる安心感の方が、いじめはなくなり、それぞれの能力を出しやすくなるのではないのかと。その為の支援は、色んな子が混ざり合って生活していける環境を整えることだと思います。それぞれの子供に合わせた支援が行われる事を願います。</p>	第3章 取組の方向Ⅰ	教育支援課	2	<p>平成30年3月に内閣府が策定した「障害者基本計画（第4次）」では、「インクルーシブ教育システムの推進」を掲げ、「障害のある幼児児童生徒に提供される配慮や学びの場の選択肢を増やし、障害の有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を進めるとともに、個々の幼児児童生徒の教育的ニーズに最も的確に応える指導を受けることのできる、インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）の整備を推進する。」としています。</p> <p>本区においても、このような国の施策の基本的な方向を踏まえ、今回の改定素案では、共生社会の実現に向けて全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮しつつ、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実していくインクルーシブ教育システムを構築していくことを基本的な考え方としています。</p>
1016		個人	メール	<p>インクルーシブ教育に関心を持ち、改定案に目を通させて頂きました。通常の学級、特別支援学級、特別支援学校、個々のニーズに合わせた選択肢があるのはいいと思います。</p> <p>しかし、目黒区が目指しているインクルーシブ教育とは何でしょうか。社会は、様々な人がいて、互いを受け入れ共存していくものです。学校もいろんな子がいるのが当たり前環境ではありますが、結局は、特別支援学級、特別支援学校を勧め、ただの交流で終わらせるのは、インクルーシブ教育とは言わないのでしょうか。子どもは仲間の中で育ち合うと思っています。さまざまな個性を互いに認め合い、関わり合うことでお互いが高まっていきます。子どもたちはそれ</p>	第3章 取組の方向Ⅰ 取組の方向Ⅱ	教育支援課	2	<p>平成30年3月に内閣府が策定した「障害者基本計画（第4次）」では、「インクルーシブ教育システムの推進」を掲げ、「障害のある幼児児童生徒に提供される配慮や学びの場の選択肢を増やし、障害の有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を進めるとともに、個々の幼児児童生徒の教育的ニーズに最も的確に応える指導を受けることのできる、インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）の整備を推進する。」としています。</p> <p>本区においても、このような国の施策の基本的な方向を</p>

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	分野	担当所管	対応区分	検討結果（対応策）
				を、自然に受け入れ考え行動します。子どもの社会は、子どもたちが作っていくもので、大人の勝手な思いで分けてはいけないと思っています。また、小学校だけでなく、幼稚園からも、どの子ども受け入れられる環境が当たり前であることが大切だと考えます。改定案の内容は素晴らしいものと思いますが、これが机上の空論で終わらず、実際の声を聞き、実現させていって欲しいと願います。今後、多くの実績を作り、それを公表して頂きたい。関わっている親の私たちも、共に考え、子どもたちの育ちを見守っていきたくと思っています。				踏まえ、今回の改定素案では、共生社会の実現に向けて全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮しつつ、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実していくインクルーシブ教育システムを構築していくことを基本的な考え方としています。
1017	1	個人	メール	今回、改定素案を拝見して、より良い特別支援教育を実現しようとする行政の意欲を感じました。意見募集という事で、簡条書きではありますが数点寄せさせていただきます。 心のバリアフリー、とりわけ大事。現在、数十年前からインクルーシブ教育がなされている幼稚園に通うものとしては、「交流及び共同学習」は一つ間違えると異なるものという意識の強化につながるように思い、要注意と思った。	第3章 取組の方向I	教育支援課	2	平成30年3月に内閣府が策定した「障害者基本計画（第4次）」では、「インクルーシブ教育システムの推進」を掲げ、「学校の教育活動全体を通じた障害に対する理解や交流及び共同学習の一層の推進を図り、偏見や差別を乗り越え、障害の有無等にかかわらず互いを尊重し合いながら協働する社会を目指す。」とされています。また、文部科学省では平成31年3月に「交流及び共同学習ガイド」され改訂しています。 これらに示される交流及び共同学習の意義・目的を踏まえ、今回の改定素案では、「推進施策3 心のバリアフリーの推進」の中で「推進事業9 交流及び共同学習の充実」などを掲げ、より一層の充実に取り組んでまいります。
1017	2	個人	メール	講演会は当事者とアンテナの立っている人しか来ない。伝えたいのはむしろそれ以外の人。我が事として自然と参加したくなるような仕組みを。	第3章 取組の方向I	教育支援課	2	今回の改定素案では、現行計画における取組の成果と課題において、「保護者・区民に対して、さらに一層理解啓発を進めていくことが必要」としています。 そこで、「推進施策3 心のバリアフリーの推進」の「推進事業8 保護者・区民への理解啓発」を掲げ、特別支援教育講演会の実施のほか、保護者会や「学校・園だより」による理解啓発の継続、区報・区ホームページ等による理解啓発、就学相談パンフレットや啓発リーフレットの発行といった多角的な実施策に取り組んでまいります。
1017	3	個人	メール	p. 19の「9、交流及び共同学習の実施に関する指導主事等の訪問による継続的な指導・助言」は効果が期待される良い事業だと思う。	第3章 取組の方向I	教育支援課	2	今回の改定素案では、「推進事業9 交流及び共同学習の充実」の新規の実施策として、「交流及び共同学習の実施に関する指導主事等の訪問による継続的な指導・助言」に取り組んでまいります。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	分野	担当所管	対応区分	検討結果（対応策）
1017	4	個人	メール	「交流及び共同学習支援員」未来を見据えて、理想をもって進めてほしい。	第3章 取組の方向Ⅰ	教育支援課	2	特別支援学級設置校において交流及び共同学習の充実を図ることができるよう、コーディネート及び指導の補助を「交流及び共同学習支援員」が担っていくこととしています。
1017	5	個人	メール	「教員の指導力向上」と何度か出てくるが、真の指導力向上は、支援方法の知識を得れば実現するものではない。特別教育の視点、ユニバーサルデザインの考え方を付け焼刃ではなく我がものとするのが重要で、それには教員自身が育った環境、そこで育まれた価値観と直に照らし合わせる必要のある一朝一夕にはいかない部分だと思う。受けなくてはならない研修としてではなく、むしろ教員の負担を軽減する形で実現してほしい。	第3章 取組の方向Ⅱ	教育支援課	2	教育基本法第9条により、教員には研修と修養に励む努力義務が課されるとともに、学校設置者には養成と研修の充実が義務付けられています。 本区では、平成30年3月に目黒区教員人材基本方針を策定し、教員の資質向上に係る体制の整備に向けた基本方針の第一として「学校を拠点とした研修の実施」を掲げています。 今後も、eラーニング研修の導入等、研修方法を工夫し、可能な限り教員の負担を軽減しつつ、研修の充実を図ってまいります。 また、今回の改定素案では、「推進事業12 効果的なOJTと校内研修体制の構築」を掲げ、大学等の学識経験者による授業観察・指導助言の活用などの実施策に取り組んでまいります。
1017	6	個人	メール	支援員は、教員が支援を必要とする児童と向き合う時間をつくるためにいるべきと以前、本で読んだが、本当にその通りで、支援を必要とする児童を支援員任せにするためではないと思う。そうした姿勢は、学級児童の心のバリアを構築するものだと思う。	第3章 取組の方向Ⅱ	教育支援課	2	特別支援教育支援員は、通常の学級に在籍し生活面及び学習面での指導に特別な配慮を要する児童・生徒に対して支援を行っておりますが、担任との連携は重要な課題であり、特別支援教育支援員の登録前講習会や研修で理解を深めています。今回の改定素案では、「推進事業14 通常の学級における特別支援教育支援員の専門性の向上」を掲げ、更に専門性向上を図ってまいります。 また、教員の特別支援教育に関する理解・啓発を進め、特別な支援を要する児童・生徒への対応を、支援員任せにすることがないように、研修等を通じて、教員の資質・能力の向上を図ってまいります。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	分野	担当所管	対応区分	検討結果（対応策）
1017	7	個人	メール	ICTについて、「大学と連携したスーパーバイズ」とあり、他所にも「大学等との連携」とあるが、区内には東京大学先端科学技術研究センターがあり、中邑教授のようなメディアに取り上げられるような研究者がいるのだから、ぜひご協力を得て、先駆的に進めてほしい。	第3章 取組の方向Ⅰ	学校ICT課 教育支援課	4	目黒区教育委員会としては、まず、令和2年度から順次全面実施となる学習指導要領を基にし「国において示す整備指針等を踏まえつつ、校内のICT環境の整備に努め、児童生徒も教師もいつでも使えるようにしておくことが重要である」ことから、ICTを日常的に活用できるようにしていくことを求めています。 ICTの活用のためには、環境整備が基盤となります。ICTの整備計画とも関連を図りながら、進めています。 大学や企業との連携としては、現在、向原小学校において都の指定を受け、プログラミング教育の研究を行っています。 ICTの利活用については、外部の専門的な知見を活用することが有効かつ重要であると認識しておりますので、引き続き連携・協力を努めています。
1017	8	個人	メール	UDとうたうなら、ぜひユニフォーム（標準服）のあり方についても検討してほしい。区立中学校に在籍しているものの制服がバリアとなって登校できない知人がおり、それは学ぶ権利を奪われているという事ではないかと思う。	その他	教育指導課 教育支援課	3	標準服のあり方については、区立中学校において必要に応じて検討・対応しています。なお、区立中学校の中には、女子についてスカートだけでなく、スラックスの着用を認めている学校もあります。 標準服は各中学校で決定していますので、いただいたご意見は、当該中学校にお伝えします。
1017	9	個人	メール	用語集 「スーパーバイズ」になっている	用語解説	教育支援課	1	ご指摘のとおり修正します。
1018		個人	メール	私は3人娘がいて、二番目の子から私立幼稚園に通わせました。長女は新宿の区立の幼稚園に通い、そこには特別支援学級の子などが在学しておらず、その時の私は「特別支援学級という場所があるのだから、もしそういう子がいたら、そっちの方が手厚いに決まっている。何でわざわざ子どもに無理させてまで通常の学級に入れたいんだろう？」という考えでした。しかし、私立幼稚園に入ってみたら、脳性麻痺の子がみんなと同じように教室で学んでいました。次女も、初めて見るその子に驚きつつも、日に日に関わりを持つ様になりました。 ある日、その子が駐車場から幼稚園にみんなまで歩いて向かっている時に転んでしまいました。私は優しく手を差し伸べてあげるのが当然	第3章 取組の方向Ⅰ 取組の方向Ⅱ	教育支援課	2	平成30年3月に内閣府が策定した「障害者基本計画（第4次）」では、「インクルーシブ教育システムの推進」を掲げ、「障害のある幼児児童生徒に提供される配慮や学びの場の選択肢を増やし、障害の有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を進めるとともに、個々の幼児児童生徒の教育的ニーズに最も的確に応える指導を受けることのできる、インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）の整備を推進する。」としています。 本区においても、このような国の施策の基本的な方向を

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	分野	担当所管	対応区分	検討結果（対応策）
				<p>だと思っておりましたが、一緒にいた男の子が「えー！ドジだなあ」ってゲラゲラ笑って手を貸さなかったんです。倒れた本人も「えへへ」と笑い大したことが無さそう。我が子やお友達が倒れて大した事が無かったら私も笑っちゃうことがあるのに、その子の時は助けるのが当たり前と思ってしまうました。</p> <p>「小さい時から分け隔てなく接している子どもは、普通の子と同じように接することができる。経験がない私は、無意識な差別をしていたな」とすごく恥ずかしくなりました。</p> <p>頭では分かっているもお互いに経験が必要なんです。もちろん先生たちは大変かもしれませんが、でも、協力したいという大人も子どもも沢山いると思います。どうか子どもたちの成長のため、未来の社会のためにいま何が必要なかを考えて、子どもたちが学ばべき事を学べる環境を整えて欲しいと思っています。</p>				踏まえ、今回の改定素案では、共生社会の実現に向けて全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮しつつ、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実していくインクルーシブ教育システムを構築していくことを基本的な考え方としています。
1019		個人	メール	<p>改定案拝見しました。こころのバリアフリーは本来自然な姿であり、理想図であることは、障害のある子ない子で分断された現在の教育環境そのものに問題があり、改定ではなく、杉並区の教育ビジョンのような抜本的な構造改革が必要だと感じています。</p> <p>また、教育現場での改善には現場の教師同士が自由な裁量で環境整備（物も人も）を整えられることが重要であり、教師間、教師保護者とフィードバックし合えるITの仕組みづくりの支援による教師の負担を減らす具体的施策も検討すべきだと思います。</p> <p>こども同士は、物の支援より、子ども同士の育ちあいでの子ども気持ちを持ちながら学び合い、自律していく力が育つと幼稚園の保育の中で確信しています。</p>	第3章 取組の方向I	学校 ICT 課 教育支援課	4	<p>学校のICT環境整備は、児童生徒の学びの向上だけではなく、教員の負担軽減も可能であると認識しております。ご指摘いただきました教員間の情報共有など、具体的な施策を検討し、改善を図ってまいります</p> <p>現行計画では、「特別支援教育の視点をもつ教員を育成し、個に応じた指導を充実します」を施策の3つの柱の第一の柱にしていますが、今回の改定素案では、それを第二の柱として「一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実」とし、3つの柱の第一には、「障害のある子もいない子も共にいきいきと学ぶ環境の整備」を掲げて、理解啓発や交流及び共同学習など心のバリアフリーの推進をまいります。</p> <p>なお、令和元年6月に策定され公開されている杉並区特別支援教育推進計画では、5つの推進プランの第三に特別支援教室、特別支援学級、区立特別支援学校など「多様な教育環境の整備」を掲げています。</p>
1020		個人	メール	<p>区内で中学校と幼稚園に通う2児の母です。二人とも私立幼稚園で様々な特性のある子どもたちの中で共に育ちました。幼い頃から社会の場に色々な特性や障がいを持つ子が当たり前になって、共に生活することは、自然な事で、特別なことではありません。子どもたちは、フ</p>	第3章 取組の方向I	教育支援課	2	<p>平成30年3月に内閣府が策定した「障害者基本計画（第4次）」では、「インクルーシブ教育システムの推進」を掲げ、「障害のある幼児児童生徒に提供される配慮や学びの場の選択肢を増やし、障害の有無にかかわらず可能な</p>

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	分野	担当所管	対応区分	検討結果（対応策）
				ラットな心で、努力してもできないことは、工夫し助け合います。そこを周りにいる大人たちが柔軟に配慮し、環境や特質に理解をして支援していかなくてはならないと思います。綺麗事ではなく、保護者も教育者も共に育つことの本当の意義、素晴らしさ、当たり前さを、十分に理解して、成熟した社会になるよう、インクルーシブ教育が定着するよう、意識改革が必要だと思えます。				<p>限り共に教育を受けられるように条件整備を進めるとともに、個々の幼児児童生徒の教育的ニーズに最も的確に応える指導を受けることのできる、インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）の整備を推進する。」としています。</p> <p>本区においても、このような国の施策の基本的な方向を踏まえ、今回の改定素案では、共生社会の実現に向けて全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮しつつ、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実していくインクルーシブ教育システムを構築していくことを基本的な考え方としています。</p> <p>現行計画では、「特別支援教育の視点をもつ教員を育成し、個に応じた指導を充実します」を施策の3つの柱の第一の柱にしていますが、今回の改定素案では、それを第二の柱として「一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実」とし、3つの柱の第一には、「障害のある子どもない子ども共にいきいきと学ぶ環境の整備」を掲げて、理解啓発や交流及び共同学習など心のバリアフリーの推進をしております。</p>
1021		個人	メール	<p>以前、障害のあるお子さんをもつお母様から、『目黒区内で障害のある子を受け入れてくれる幼稚園は2園しかない』という事実を聞いて驚いたのと同時に、とてもショックでした。世の中はバリアフリーとか、障害者も健常者も共存できる社会とか謳っていても、現実はこちらなのか…と。結局は、国や行政がどんな理想を掲げていても、その教育現場にいる大人たちの意識が変わらなければ実現しないんだなと思いました。</p> <p>現場の大人たちが、障害のある子とそうでない子を分けることの弊害は大きいと思います。障害のある子と過ごした経験のない子どもは、相手（障害のある子）が何に困っているか想像もできないだろうし、助けたくてもどんな手を差し伸べたらいいのかも分からない。また、自分とは違うから関係ないと無関心を決め込むこともあるでしょう。大人になって、「共存する社会を！」と言われても、幼児期や学童期に</p>	第3章 取組の方向I	教育支援課	2	<p>平成30年3月に内閣府が策定した「障害者基本計画（第4次）」では、「インクルーシブ教育システムの推進」を掲げ、「障害のある幼児児童生徒に提供される配慮や学びの場の選択肢を増やし、障害の有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を進めるとともに、個々の幼児児童生徒の教育的ニーズに最も的確に応える指導を受けることのできる、インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）の整備を推進する。」としています。</p> <p>本区においても、このような国の施策の基本的な方向を踏まえ、今回の改定素案では、共生社会の実現に向けて全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮しつつ、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた</p>

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	分野	担当所管	対応区分	検討結果（対応策）
				<p>分けられて育った子ども達からしたら、頭では分かっているけど、一緒に過ごした経験が伴っていないから行動に移すのは難しいかもしれません。大人たちの意識次第で、将来社会を担う子ども達の価値観も変わると思います。今回、この改訂案が出されることで、どこまで教育現場の大人たちの意識が変わるのか、見守ってたいと思います。</p> <p>障害のあるあるなしに関わらず、すべての子どもにとってお互いを助け合える、支え合える社会が実現しますように。</p>				<p>連続性のある多様な学びの場を充実していくインクルーシブ教育システムを構築していくことを基本的な考え方としています。</p> <p>現行計画では、「特別支援教育の視点をもつ教員を育成し、個に応じた指導を充実します」を施策の3つの柱の第一の柱にしていますが、今回の改定素案では、それを第二の柱として「一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実」とし、3つの柱の第一には、「障害のある子どもない子ども共にいきいきと学ぶ環境の整備」を掲げて、理解啓発や交流及び共同学習など心のバリアフリーの推進をまいります。</p>
1022		個人	メール	<p>全ての子どもたちの学ぶ環境を整えるための計画案をたててくださっていることに感謝いたします。改定素案を拝読して、支援員の養成など特別支援教育に必要なことに配慮してくださっている点などぜひとも実行に移して頂きたいと思います。人を育てるのは人ですので、通常の学級の教員の方々に負担を増すことなく心のバリアフリーを実現させるために実力のある支援員の方、教員の方が増える仕組み、予算を立てていただけることと思います。</p> <p>ところで、「通常の学級」「特別支援学級」と分けて交流の機会を設けるという仕組みには反対したいと思います。通常の学級の子どもたちに合理的配慮ができるようになる教育をするというのなら日常的に支援が必要な子と生活を共にしなければなりません。交流ではお客様に対してのおもてなしができるようになるだけです。日常的に一緒にいることで支援が必要な子の良さや大変さなどを会得していくのだと思います。その経験こそが心のバリアフリーを作れるのですから、クラスを分けるということは子どもたちが学ぶ経験を大人が奪うということです。多様性を認められる人間に育つための出会いの場を奪う仕組みは改善して頂きたいと思います。</p> <p>心のバリアフリー化の成功例と失敗例の実例を挙げさせていただきます。3人の子の母親である私は特性のある人に出会ったとき、偏見、差別があります。それは幼少期から分断された教育を受けてきたので、特性に対しての無知が生む恐怖心があるからです。改善したいと学んでいるものの難しさを感じております。しかし、我が子たちは幼稚園</p>	第3章 取組の方向Ⅰ 取組の方向Ⅱ 取組の方向Ⅲ	教育支援課	5	<p>平成30年3月に内閣府が策定した「障害者基本計画（第4次）」では、「インクルーシブ教育システムの推進」を掲げ、「障害のある幼児児童生徒に提供される配慮や学びの場の選択肢を増やし、障害の有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を進めるとともに、個々の幼児児童生徒の教育的ニーズに最も的確に応える指導を受けることのできる、インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）の整備を推進する。」「学校の教育活動全体を通じた障害に対する理解や交流及び共同学習の一層の推進を図り、偏見や差別を乗り越え、障害の有無等にかかわらず互いを尊重し合いながら協働する社会を目指す。」としています。</p> <p>本区においても、このような国の施策の基本的な方向を踏まえ、今回の改定素案では、共生社会の実現に向けて全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮しつつ、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実していくインクルーシブ教育システムを構築していくことを基本的な考え方としています。</p> <p>本区の就学相談において、特別な支援を必要とするお子さんの就学先の決定にあたっては、関係法令に基づき、就学相談を丁寧に行い、本人の障害の状態や教育的ニーズ、</p>

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	分野	担当所管	対応区分	検討結果（対応策）
				<p>で特性がある子も一緒に育つ経験を得ることができました。そのため、小学校で出会った支援が必要な子に対して偏見を持つことはありません。なので、性格の相性から親しくなる子もいれば、ただの同級生という距離をもつ場合もあります。でもどういう関係であれ、その子が困っていれば当たり前のこととして相手の求める手助けをすることができます。</p> <p>偏見のある親から産まれた子でも環境で多様性を認められる子どもになること、そのためには一緒に育つことが必要不可欠なことを、身をもって学んだのでお伝えします。</p> <p>段差のある建物に車いすが必要な人が行ったとき、スロープの設置をするより、通りがかった人が当たり前のこととして手を貸す社会になることを願って声をあげさせていただきました。</p>				<p>本人・保護者・専門家の意見、学校や地域の状況などを基に総合的に判断し、児童・生徒一人ひとりのもつ能力や可能性を最大限に伸ばすことができる就学先を保護者にお示ししたうえで、さらに本人・保護者の意向を可能な限り尊重して合意形成を行っています。</p> <p>また、就学後も継続相談を行い、随時、転学相談も受け、児童・生徒の実態に応じた学びの場の変更も柔軟に行っています。</p>
1023		個人	メール	<p>素案を拝見し、とても共感し、これを実現できるように声をあげなければと思い今回書かせて頂きました。私自身、支援が必要な子と分けられた環境で育ち、差別してはいけないとわかっているけど、どこかで自分と違う人、だから怖い。という目で見えていました。幼稚園でどの子も混ざって生活をし、同じ仲間として過ごす子どもたちの姿を見たり、実際に私も色々な子と関わって知ったりすることで、怖くない、大変なことだけではない、皆同じ子どもと気付かされました。大人の振る舞いや視点を子どもたちは敏感に感じ取ります。大人が大変と感じれば子どもも感じます。</p> <p>インクルーシブ、良いとわかっているけど、実際に現場に浸透させていくには、一緒にいることで教職員が大変だと感じない環境が不可欠です。先生一人で抱えればもちろん大変です。学校も保護者も地域も交えて支えていく仕組みが必要で、この案を学校現場に示し、現場の声をもっと聞き、取り入れて動いていくことが浸透させていく第一歩なのではと感じています。</p> <p>意見を待つのではなく、実際の現場に足を運び、教職員にどうしたら実現できるか、何に困っているか聞いてみてください。現場の先生たちは目の前の子どもたち親たちに必死で声をあげる暇がないほど忙しいです。</p> <p>素案はとても素晴らしいと思います。どうかこれを案のまま終わらせないで現場に浸透していくことを願っています。</p>	第3章 取組の方向I	教育支援課	2	<p>今回の改定素案では、取組のトップとして、「推進施策1 学校・園における支援体制の充実」を掲げており、校内支援体制の充実や相談機能・アセスメント機能の充実を図ってまいります。</p> <p>また、本区では、平成30年3月に目黒区教員人材基本方針を策定し、教員の資質向上に係る体制の整備に向けた基本方針の第一として「学校を拠点とした研修の実施」を掲げています。</p> <p>そこで、eラーニング研修の導入等、研修方法を工夫し、可能な限り教員の負担を軽減しつつ、研修の充実を図ってまいります。</p> <p>さらに、今回の改定素案では、「推進事業12 効果的なOJTと校内研修体制の構築」を掲げ、大学等の学識経験者による授業観察・指導助言の活用などの実施策に取り組んでまいります。</p>

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	分野	担当所管	対応区分	検討結果（対応策）
1024		個人	メール	<p>今回の素案で「インクルーシブ教育システムの構築」を基本的な考え方としているのはとてもよいと思います。人間は関わり合いながら育つと、幼稚園に通うわが子を見て実感するからです。</p> <p>支援の目的は自立や社会参加ですが、本人の能力をいくら伸ばしても、人と関わる力が育たなければ目的は達成できません。人と関わる力は、実際に人と関わる中で培われます。共に学ぶことは支援が必要な子ども達の成長にとって、不可欠だと思います。</p> <p>一方、他の子ども達にとっても共に学ぶことは、多様な人々と一緒に生きていく力を養う機会になります。わが子の通う幼稚園では、自閉傾向や多動の傾向がある子ども達も皆一緒に育っています。信頼し合い、遠慮なく要求し合える仲間に育っていく姿を見て「心のバリアフリー」はバリアのない社会でこそ育まれると感じています。</p> <p>これから私達が目指す社会は、多様性を重視する社会だと思います。「多様な学びの場」が分断されて存在するのではなく、同じ教室内で多様な学びができれば、どの子にとっても過ごしやすい場所になるはずです。</p> <p>しかし残念ながら、現状はそうならないように感じます。目黒区ではこれまで「個に応じた特別支援教育」に重点が置かれ、特別支援教室の利用者増や特別支援員の増員・配置時間増など、一定の成果をあげてきたと思います。しかしそのためかえて『普通』でない子は教室にいてはいけない」という空気を生んでしまったようにも感じます。わが子の通う小学校では個別の学習ニーズへの対応という名目で特別教室の利用が推奨され、その一方では授業中の話し方・質問の仕方などが規定され、宿題のやり方も先生に相談できないなど、画一的に管理されている印象を受けます。</p> <p>先生達が現場でもっと柔軟に対応でき、そのための人員も確保できれば、同一教室内で多様な学びが実現できると思います。学習ニーズは千差万別なので、教室のユニバーサルデザイン化にこだわらず、先生・保護者・本人で話し合い、本人にとって最適な対応をすればよいのではないのでしょうか。全校で足並みを揃えるのが目的化し、そのための研修などで先生達の貴重な時間を奪ってしまっは意味がないと思います。</p> <p>新計画ではすべての関連機関・部署が「共に学ぶ」重要性を共有し、</p>	第3章 取組の方向Ⅰ 取組の方向Ⅱ	教育支援課	2	<p>平成30年3月に内閣府が策定した「障害者基本計画（第4次）」では、「インクルーシブ教育システムの推進」を掲げ、「障害のある幼児児童生徒に提供される配慮や学びの場の選択肢を増やし、障害の有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を進めるとともに、個々の幼児児童生徒の教育的ニーズに最も的確に応える指導を受けることのできる、インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）の整備を推進する。」としています。</p> <p>本区においても、このような国の施策の基本的な方向を踏まえ、今回の改定素案では、共生社会の実現に向けて全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮しつつ、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実していくインクルーシブ教育システムを構築していくことを基本的な考え方としています。</p> <p>また、本区では、平成30年3月に目黒区教員人材基本方針を策定し、教員の資質向上に係る体制の整備に向けた基本方針の第一として「学校を拠点とした研修の実施」を掲げています。</p> <p>そこで、eラーニング研修の導入等、研修方法を工夫し、可能な限り教員の負担を軽減しつつ、研修の充実を図ってまいります。</p> <p>さらに、今回の改定素案では、「推進事業12 効果的なOJTと校内研修体制の構築」を掲げ、大学等の学識経験者による授業観察・指導助言の活用などの実施策に取り組んでまいります。</p>

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	分野	担当所管	対応区分	検討結果（対応策）
				前例にとらわれず、全国に先駆けて真のインクルーシブ教育システムが実現されることを期待します。				
1025		個人	メール	<p>「心のバリアフリー」推進の為に、障害の無い子ども達にこそインクルーシブ教育が必要であると考えます。ここでいうインクルーシブ教育とは今国が進めているインクルーシブ教育システムのことではなく、同じ教室で共に時間を過ごし学校生活を送る、本当の意味のインクルーシブ教育です。特に幼少期や学齢期にインクルーシブな環境にすることが重要です。学齢期に隔離していたのでは大人になってから共生社会にしても、既に心のバリアは出来上がっているため無意味です。</p> <p>現在行っている「副籍交流」や「交流・共同学習」は心のバリアフリーにどれぐらいの効果を発揮しているのでしょうか。今まで行ってきた「交流・共同学習」によって、子どもたちの障害児に対する意識がどの程度変わったのか検証をしていないのではないのでしょうか。同じ学校の通常の学級にいる障害児と特別支援学級にいる障害児、両者に対する通常の学級の子ども達の意識の違い等、生の声を聞いて頂きたいです。私の周りの子どもや保護者の声を聞く限りでは、「交流」はかえって障害児の「お客様感」「特別感」の空気を醸し出しており、差別の意識を助長させているように感じられます。また、「副籍交流」は現状、親が付き添わなければならない上に、実際に参加できる授業もかなり制限されるので、ほとんど利用されていないと聞いております。形ばかりの「交流」は要りません。</p> <p>今、特別支援学校や特別支援学級で行われている教育は工夫すれば通常の学級にしながらでもできます。障害のあるなしに関わらず、全ての子どもが、自分が住む地域の同じ学校で必要な支援を受けながら学習できる教育制度にして頂きたいです。それを実践するためには、現場の教職員、とくに校長への理解浸透に努めて頂きたいと思っております。真のインクルーシブ教育を普及させようとする一番の理由は、教育現場の負担であると考えます。真のインクルーシブ教育を実践している学校や教育施設、地域は実在します。例えば、東京大学大学院教育学研究科附属バリアフリー教育開発研究センターでは、いくつもの実践例を検証しています。同センターでは、その研究の成果を希望する機関と共有することを歓迎しています。目黒区では、そうした実践例</p>	第3章 取組の方向Ⅰ 取組の方向Ⅱ	教育支援課	5	<p>平成30年3月に内閣府が策定した「障害者基本計画（第4次）」では、「インクルーシブ教育システムの推進」を掲げ、「障害のある幼児児童生徒に提供される配慮や学びの場の選択肢を増やし、障害の有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を進めるとともに、個々の幼児児童生徒の教育的ニーズに最も的確に応える指導を受けることのできる、インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）の整備を推進する。」「学校の教育活動全体を通じた障害に対する理解や交流及び共同学習の一層の推進を図り、偏見や差別を乗り越え、障害の有無等にかかわらず互いを尊重し合いながら協働する社会を目指す。」としています。</p> <p>本区においても、このような国の施策の基本的な方向を踏まえ、今回の改定素案では、共生社会の実現に向けて全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮しつつ、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実していくインクルーシブ教育システムを構築していくことを基本的な考え方としています。</p> <p>また、本区では、平成30年3月に目黒区教員人材基本方針を策定し、教員の資質向上に係る体制の整備に向けた基本方針の第一として「学校を拠点とした研修の実施」を掲げています。</p> <p>そこで、eラーニング研修の導入等、研修方法を工夫し、可能な限り教員の負担を軽減しつつ、研修の充実を図ってまいります。</p> <p>さらに、今回の改定素案では、「推進事業12 効果的なOJTと校内研修体制の構築」を掲げ、大学等の学識経験者による授業観察・指導助言の活用などの実施策に取り組んでまいります。</p>

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	分野	担当所管	対応区分	検討結果（対応策）
				<p>からもっと学ぶべきです。教員のみなさんの中で、心からインクルーシブ教育を否定する人は僅かだと信じます。父兄の中でも否定する人は少数でしょう。大半の教職員がインクルーシブ教育の実践ノウハウを知れば、通常の学級での受け入れは可能なはずです。</p> <p>そうしてインクルーシブ教育を実践できれば、障がい者に対する差別意識のない共生社会が実現できるはずです。</p>				
1026		個人	メール	<p>東京都教育委員会から出ている副籍ガイドブックには、副籍制度が目指すものは「共生地域の実現」と書かれている。これは、障害のある人となない人が交流を通じて相互理解を図り、互いに支え合いながら共に暮らす地域社会のことだと思うが、副籍交流の実態は、受け入れる、学校の判断に委ねられている。そのため、交流に行けるのは地域指定校の都合によるし、学校によって交流できる学校行事等も違う。なかには副籍制度の目的を知らないのか単なる見学者扱いをする教員もいる。まずは、地域指定校に限らず、区立学校の全教員に「副籍制度」とは何かを区教委から学校管理職やコーディネーターを通して周知するべきだと思う。</p> <p>また、医療的ケアがあるために地域の学校に就学できず、都立特別支援学校でも通学バスに乗れないために通学できない。</p> <p>できない子は、週に3日、1回2時間の授業しか受けられない訪問籍を選ぶしかない。この子たちも立派な目黒区の子どもである。だとするならば、訪問授業のない日については副籍制度を利用するなど、義務教育を受ける権利を守ってほしい。</p> <p>現在、医療的なケアが必要な子どもの就園・就学については個別の支援体制が検討され、各関係機関との連携がとれてきている。しかし、人工呼吸器を装着している子どもに関しては、保護者の付添いが必須である。同じ教室の中に保護者がいることは、特別支援教育推進計画の基本的な考えの自立と社会参加を遠のけてしまいます。インクルーシブ教育システムを構築していくならば、早い段階から障害のある子もない子も共に学ぶ環境を整え、心のバリアフリーを進めるべきであると思います。</p>	第3章 取組の方向Ⅰ 取組の方向Ⅲ	教育支援課	2	<p>副籍交流の実施に当たっては、在籍する特別支援学校の学級担任や特別支援教育コーディネーターが、副籍交流を実施する地域指定校の特別支援教育コーディネーター等と連携し、実施方法を検討しています。また、初めて直接交流を実施するにあたっては、本人及び保護者の意向を確認の上、実施方法・内容を、事前に本人及び保護者を交えて打ち合わせを行います。これらの副籍交流の取組は、特別支援教育コーディネーター連絡会や、特別支援学級主任会で事例発表するなどして、取組の共有化を図っています。</p> <p>今回の改定素案では、「推進事業10 特別支援学校に在籍する児童・生徒の副籍交流の充実」を掲げています。</p> <p>また、東京都教育委員会では、都立特別支援学校における人工呼吸器に関する医療的ケア実施項目を「人工呼吸器の作動状況の確認及び緊急時の連絡等」のみとし、主に看護師が実施することとしています。しかし、「人工呼吸器の管理」は看護師配置により学校で実施することができる医療的ケアの項目としていないため、人工呼吸器を装着している児童・生徒が通学する場合、原則として、保護者による送迎及び校内の付添いを必要としています。</p> <p>本区では、都立特別支援学校に準じ、保護者又は保護者の指定する方の送迎及び付添いをお願いしております。</p> <p>今後、都立特別支援学校が実施している人工呼吸器管理モデル事業の結果を踏まえてガイドラインが公表される予定と伺っていますので、人工呼吸器を装着している児童・生徒の学校における医療的ケアの実施について国や都の動向を注視してまいります。</p>

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	分野	担当所管	対応区分	検討結果（対応策）
1027		個人	メール	<p>副題のタイトルとして～心のバリアフリーをめざして～とあります。</p> <p>一人一人の心の問題なので、特別な予算も要らず、これが出来れば一番良いと言えらと思います。これを掲げて頂いた事は素晴らしいと思います。</p> <p>これに対して一番必要なのは子ども達を受け入れる通常の学級の教職員の理解が一番進むような具体的な取組を行い、教職員の言動により傷付く保護者、子どもがなくなるようなものをお願いします。推進施策3(1)推進事業6 教職員への理解啓発だけではこれまでと同じで不十分ではないでしょうか。</p> <p>心のバリアフリーが一番必要と思われる通常の学級の教職員にわかるように、現行の推進計画の推進施策2の「通常の学級に在籍する発達障害等の児童・生徒への指導の充実」という場合の「発達障害等」という表記には、知的障害が含まれる事を明記してください。「等」に含まれると言うのが一般化されている現状ではないと思います。</p>	<p>第2章 2 目黒区特別支援教育推進計画（第三次）における取組の成果と課題</p> <p>第3章 取組の方向Ⅰ</p>	教育支援課	1	<p>現行計画のp.19「推進施策2 通常の学級に在籍する発達障害等の児童・生徒への指導の充実」では、推進事業の冒頭に新規の「特別支援教室における指導の充実」を掲げており、p.31～33には特別支援教室の資料を掲載しています。その特別支援教室の指導の対象は、「知的発達に遅れない発達障害や情緒障害のある児童」とありますので、「発達障害等」の「等」は、情緒障害を指していますが、ご指摘のとおり、わかりにくい表記でした。</p> <p>今回の改定素案では、p.6の現行計画の引用部分以外にp.3～4の特別支援教室に関して「発達障害等」という表記がありましたので、「発達障害や情緒障害」に修正します。</p>
1028		個人	メール	<p>発達障害者への支援を考える場合、まずは日本の教育の発達障害者への支援を考える場合、まずは日本の教育の根底にある思想が今の時代に照らし正しくない、と思っています。</p> <p>日本は先進国の完全な落ちこぼれです。バブル崩壊からもうすぐで30年経ちますが、他の先進国が低成長といっても年率2%程度で経済成長してきたのに、日本は全く成長していません。70をパーセントで割ると、約2倍になる年数が出ます。つまり、毎年2%の成長を35年続けると、その国の経済は2倍になる一方、0%成長を続ける国は、何年たっても成長は0です。35年で成長に2倍、差が付く、ということです。そのため、過去2度、一人当たりGDPで世界2位になった日本は、今は26位です。このまま行けば、どんどん順位を落とすでしょう。</p> <p>このような経済の失敗の根源は、教育の失敗にあると思います。戦後、失った経済を取り戻すためには、ロボットのように働く労働力が必要だったのだと思います。そのため、学歴社会を作り、センター試験のような画一的な試験で高い点数を取るか否かでその人のその後の人生が大きく変わるような仕組みは、ロボットのような労働力を生産するための仕組みとしては機能したのだと思います。センター試験の</p>	<p>第3章 取組の方向Ⅱ</p>	教育支援課	2	<p>東京都では、「知的障害のない発達障害又は情緒障害であり、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの」を指導対象とする特別支援教室として、その児童・生徒10名に対して教員1名を配置しています。</p> <p>本区では、小・中学校の全校に特別支援教室を設置し、通常の学級に在籍する発達障害や情緒障害のある児童・生徒を対象として、最大週8時間まで、在籍校において、一人ひとりの生活面や学習面での困難を克服・改善するための指導をしています。その指導内容については、通常の学級の教員とも連携して指導を充実しています。利用する児童・生徒は年々増加しています。</p> <p>今回の改定素案では、「推進施策5 小・中学校における多様な学びの場での指導・支援の充実」の「推進事業15 特別支援教室における指導・支援の充実」を掲げています。</p> <p>障害者基本法第16条第1項には、「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特</p>

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	分野	担当所管	対応区分	検討結果（対応策）
				<p>前身は大学共通第1次学力試験（通称、共通1次）です。この「共通」という言葉がその思想を象徴しています。</p> <p>しかし、自動車、家電、パソコン、携帯電話などに象徴される物質的な豊かさが先進国に十分に行き渡り、発展途上国への広がるにつれて、品質を高めて他より安く売れば同じものを作っても儲かる、という時代が終わり、全く新しい製品やサービスを創造するか、個々ニーズに応じたセミオーダー的な製品やサービスを提供するかしなければ、経済的な成長が望めない時代になってきました。</p> <p>そこで多くの先進国は、画一的な教育はもはや時代遅れと気づき、生徒の個性を伸ばす教育へと舵を切ったのだと思います。</p> <p>日本の教育の思想は、分かり易く言えば、全ての生徒は主要3教科、できれば5教科で満遍なく高い点数を取ることがよい、という思想です。そのため、得意な科目をもっと伸ばすのではなく、不得意な科目の点数をどうやって上げるか、に注力します。個性を封じ込める教育です。私たちはそのような教育を受けてきた世代です。そして、その状況は30年以上経った今も全く変わっていません。その上、どの教科の試験も、記憶力と計算力を試すクイズがいまだに大部分を占めています。一見考えるように見える数学の問題も、その多くはパターン認識の問題です。過去に説いた似た問題を頭の中で探し出せるかどうかで勝敗を決めます。教える方も学ぶ方も、クイズの方が知恵を使わなくて楽ですからね。</p> <p>民度の高い国の教育の思想では、まるで逆です。得意な科目をどうやって伸ばすか、ということの方が、苦手な科目をどう克服するか、よりも重視されています。そして、単純に数値化が難しいディスカッションやレポート提出、学級委員などの活動などが、クイズの点数と同じかそれ以上に評価される仕組みとなっています。</p> <p>その結果、そのような個性を活かし、自分の頭で考える力を伸ばそうとする国からは、世界の経済に影響を与えるようなベンチャー企業が生まれています。まあ、成功している目立つベンチャー企業の多くはアメリカ発ですが、それらのアメリカ発の企業（Google、Apple など）に買われている日本企業はほとんどありません。</p> <p>日本のベンチャーで成功している企業といえば、楽天、その次がメルカリ。世界の経済には全く影響を与えない企業です。</p>				<p>性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。」と規定されています。</p> <p>また、平成30年3月に内閣府が策定した「障害者基本計画（第4次）」では、「インクルーシブ教育システムの推進」を掲げ、「障害のある幼児児童生徒に提供される配慮や学びの場の選択肢を増やし、障害の有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を進めるとともに、個々の幼児児童生徒の教育的ニーズに最も的確に応える指導を受けることのできる、インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）の整備を推進する。」としています。</p> <p>本区においても、このような国の施策の基本的な方向を踏まえ、今回の改定素案では、共生社会の実現に向けて全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮しつつ、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実していくインクルーシブ教育システムを構築していくことを基本的な考え方としています。</p>

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	分野	担当所管	対応区分	検討結果（対応策）
				<p>このような、日本の失敗している教育の思想の延長線上で、発達障害者を支援することを考えると、分ける、という発想になります。まず、学校に特別支援級を作り、普通級と特別支援級に生徒を振り分ける。さらに、普通学校と特別支援学校を作り、普通学校の特別支援級と特別支援学校に生徒を振り分ける。これらの学級や学校の呼び名が思想の低級さを示しています。おそらく英語に訳して他の先進国に見えたと、時代遅れはなはだしい、と笑われると思います。世の中に「普通」と「特別」の境界線などどこにもないのに、人工的に線引きをする。どちらに入るかでその人の人生が大きく変わる。そんな仕組みが正しいと思いますか？</p> <p>全ての人が一人一人、異なる個性を持った存在なのだ、という当たり前のことを認めようとしなない馬鹿げた教育が今の日本の教育です。そして、最近、現場で教えている教師たちと話す機会があるのですが、その状況（普通の生徒と障害を持った生徒とを分けて教育するのがよいという考えが正しい、と思われている状況）は以前よりひどくなっている、と複数の教師が口を揃えて言っています。</p> <p>しかし当たり前のことです。今の教師はその昔、旧石器時代の教育を誰よりも真面目に受けてきた人たちだからです。自分の受けてきた教育が間違っていた、となかなか思えないのでしょうね。そういう私たちも旧石器時代の教育を受けてきたわけです。だから、ちゃんと自分の頭で考えないと、分ける教育がただしい、と思ってしまうわけです。</p> <p>分ける教育が正しい、という人の言い分は大概、以下の2つです。</p> <p>(1) 発達支援級や発達支援学校には専門家がいるから、障害を持った生徒に適切な指導を行うことができる。(2) 発達支援級や発達支援学校の方が、生徒一人あたりの指導員（教員や支援員）の数が多いため、各生徒の障害に応じた適切な指導を行うことができる。</p> <p>これらのどちらも間違っています。まず、発達障害を持った生徒に適切な指導を行う、という意味が、そもそも今の日本の教育現場では大きくはき違えられています。多くの教師が、発達障害はトレーニングすればその程度が軽減でき、うまく行けば克服できる、と考えています。障害はよくないことで、なくすように本人も周りも努力すべきだ、という考えがあります。でも、おかしいですよ。</p>				

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	分野	担当所管	対応区分	検討結果（対応策）
				<p>単にサボっているならばそれは障害ではありません。どんなに頑張ってもなくなるから障害と呼んで区別しているわけです。目が見えない人に何を教えても訓練しても見えるようにはならないのと同じことです。適切な指導とは、そのような障害のある子供の人格を尊重して接することができるか否か、ほとんどそれだけです。そして、それを学ぶのは障害のある生徒ではなくて、教師や周りの障害のない生徒です。分ける教育は、障害のない生徒にとってよくないのは、そのような学びの機会（世の中には多種多様な人がいて、それらの人とのように付き合っていくか学ぶ機会）を奪っている、という点でも良くないです。社会に出ても、発達障害の人に出会う機会があります。発達障害に限らず、身体障害の人や、お年寄りも障害者ですから、そのような自分と全く能力が異なる人と関わり合いを持つ機会が一生ない人なんていません。どうせ大人になっていろいろな人と出会うのですから、どうしていろいろなことを吸収し、柔軟に物事を考えられる小学生の頃から、そのような「普通」でない生徒を「普通」の生徒から隔離するのでしょうか？</p> <p>発達障害の生徒には多動など、周りの生徒の学習の邪魔になる生徒もいると思うでしょう。多くの先生は、そのような子供も、同じ教室にいる以上は無理矢理でも机に座らせようとしています。そのために授業が縦断される。他の生徒は多動の子供がいることを迷惑に感じる。そもそも、そのような行動に障害がある生徒に、障害のない生徒と同じ行動をさせよう、という考えが間違っているわけです。教師は、多動の生徒が他の生徒に怪我をさせたり、その生徒が怪我をしたりしないように注意していればよいだけで、机に連れ戻す必要はあるのでしょうか？ 今、障害者を特別雇用枠で雇用した企業の職員が障害者の職員とどのように関わっていけばよいか分からずに、あんな奴がいるから仕事が進まない、迷惑だ、と訴えて、もしくは雇用主がそのように感じて、障害者の雇用者を退職に追いやるケースも多いそうです。教室で多動の生徒をひたすら机に座らせようとしている教師を見て育った子供は、大人になってそのような人を見ると、やはり机に座らせようと必死になるのでしょうかね。それでは自分の仕事が進むはずがない。</p> <p>上記の（２）が間違っているのは、そもそも障害者には手がかかるから人員を増やさなければならない、という発想が間違っているから</p>				

整理 番号	枝 番	区 分	種 別	意見内容	分野	担当所管	対応 区分	検討結果（対応策）
				<p>です。確かに、重度の身体障害や知的障害の生徒には、常に手助けをする人が側にいなければならない、という人もいます。でも、そのような生徒に求められているのはそのような生徒でも理解できるような授業をして欲しい、ということではなくて、同じ教室で同じ世代の人たちと過ごす時間が欲しい、ということです。そのために、ふらっと教室を出て行ってしまふ生徒を追いかけていたり、車椅子を押して回ったりする支援員は確かに必要です。しかし、普通級では30人の生徒を一人の先生がみていて、一方で、特別支援級は4、5人の生徒を一人の先生がみている。支援員がいるのに、です。そのようなわけで、特別支援学校を作ったり、特別支援級を作ったりすれば、年間一人あたり400万円程の余分な費用がかかるのだそうです（文京区議会の議員が言っていた）。それをインクルーシブでやれば、必要な生徒に付く支援員（教師より給与がずっと安い）の費用がかかるだけで済みます。今の特別支援級や特別支援学校の生徒には、支援員の不要な生徒もいますし、2、3名に一人の支援員がいればいい、という場合も多いので、一人当たり、年間100万円程度で済むのではないのでしょうか。</p> <p>まあ、費用のことは今は本質ではありませんが、意義の乏しい分ける教育に余分な税金が使われていることに対し、国民が怒るべきだと思います。</p> <p>別の観点から話しをすると、多くの教師は、コンテンツ（算数を解くためのスキル、文章を読み解くコツなど）を教えることが自分たちのメインの仕事だ（教育だ）と思っているのではないのでしょうか。しかし、今の時代、とても優れた参考書があり、コンテンツを学ぶだけならば塾で十分なわけです。そして、効率的にコンテンツを学ぶだけなら、コンピュータを使った個別指導など、これからどんどんと便利な教育支援のシステムが出てくるでしょう。既に、30年ほど前から、CAI と呼ばれるコンピュータを使った個別指導システムは出回っていて、クイズを解くための教育ならば、それで十分です。</p> <p>話が少し逸れますが、私たちのコミュニケーションにおいて、言葉で伝えられる情報はせいぜい30%とされています。残り70%は表情、身振り手振り、声色などの非言語情報（ノンバーバル情報）です。従って、このLINEのメッセージで私の言いたいことはせいぜい3</p>				

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	分野	担当所管	対応区分	検討結果（対応策）
				<p>0%しか伝わらないわけです。</p> <p>似たように、生徒が学校で学ぶことのうち、クイズを解くためのスキルを学ぶこと、が占める重要性はせいぜい30%程度ではないでしょうか？ 学校で習うことは教科書を読めば習わなくても分かる、という生徒たちにとっては、その重要性は0%です。しかし、他の生徒と仲良くする術を学んだり、自分勝手な意見は通らないことを学んだり、人を傷つけるようなことを言った場合に誤ることの重要性を学んだり、そのような社会性を身につけるために、学校はとても重要だったと思います。そして、社会に出て身について役立ったと感じたり、身に付いていなくて苦勞を感じたりするのは、そのような「クイズを解くスキル」ではない部分です。</p> <p>障害のある生徒に、障害のない生徒とは異なることを教える必要があるとすれば、それは、目が見えない人に白杖を使った歩き方を教えるようなことです。例えば、同時に2つ以上の指示をされると分からなくなってしまう障害があれば、録音してメモに書き留めて、順番を決めて、メモを見ながら指示をこなす、といった手順を教える。ある種の障害は、困りごとを軽減するための手段がある場合があります。全ての障害にそのような対策があるわけではないですが、何らかの対策があれば試してみることは生徒の助けとなると思います。しかし、特別支援級や特別支援学校で、はたしてそのような、困りごとを軽減する工夫を教えてくれたり、そのためのトレーニングをしてくれたりするところはほとんど無いと思います。学年を落として、障害のない生徒に教えているのと同じ内容を、ゆっくりやる。できそうなものを選んでやる。それだけです。それなら専門的な知識がなくても、教師なら誰でもできますよね。というか、障害があるかないか、とか関係なく、そもそも教師は、全ての生徒にそのように接するべきなのではないのでしょうか。つまり、個性に応じた教育と、障害者と健常者を分ける教育とは、全く根本の考え方が逆なので、両立できるわけがないのです。</p> <p>インクルーシブ教育が世界の主流となっているのは、多様な人々の個性を尊重して関わり合う術を教えることはコンテンツを教えることより重要なことで、それを公共教育で教えなくてどこで教えるのか、という考え方が市民権を得ているからだと思います。ユネスコは19</p>				

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	分野	担当所管	対応区分	検討結果（対応策）
				<p>94年にインクルーシブ教育への舵を切るべきだ、と宣言しています（サラマンカ宣言）。</p> <p>その後、国連が2006年に採択した障害者権利条約においても、インクルーシブ教育の推進が求められています。日本はこの条約に2007年に署名し、文科省もインクルーシブ教育を原則とし、生徒が望む場合は特別支援級や特別支援学校を選択できる、という体裁を取っています。しかし、現場の教員の多く（全員とは言いません）が、その思想を正しく理解していないと思います。何度もいうように、それらの教員たちは私たちと同じく、旧石器時代の教育を受けてきたからです。例えば、文科省の以下のページには、今の日本の現状が条約の理念に沿っていない、という意見が掲載されています。 ://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1298937.htm</p> <p>いろいろと書きましたが、教師も親たち（障害がない（と思っている）生徒の親たちを含む）も根本的な考え方を変えていかないと、障害者（発達障害者に限られたことではない）を支援する本当の意義をはき違えてしまうのではないのでしょうか。</p> <p>底にある思想が今の時代に照らし正しくない、と思っています。</p>				
1029		個人	ファックス	<p>特別支援教室におけるICT環境の整備について</p> <p>個別指導を行うにあたって、タブレットの活用は非常に有効的であると考えるので、特別支援教室の支援の充実を図るためにも、ぜひ検討していただき、各校（拠点校、巡回校すべて）に複数台使用可能な環境を早急に作ってほしい。</p>	第3章 取組の方向I	学校ICT課 教育支援課	4	<p>令和2年度から順次全面実施となる学習指導要領では、「国において示す整備指針等を踏まえつつ、校内のICT環境の整備に努め、児童生徒も教師もいつでも使えるようにしておくことが重要である」とし、ICTを日常的に活用できるようにしていくことを求めています。ICTの活用のためには、環境整備が基盤となります。</p> <p>学校のICT環境の更なる充実については、すべての子どもの多様なニーズに応えることができるICT環境を目指し、調査研究を進め、令和2年度を目途に学校の情報化の推進にかかる計画を策定する予定としています。</p>

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	分野	担当所管	対応区分	検討結果（対応策）
1030	1	個人	メール	目次、p. 5、p. 9 特別支援・・・ 目黒区特別支援・・・ 目黒区を入れるのか入れないのか。 共通にして表記する 目黒区を入れた方がわかりやすいかと考えます。	その他	教育支援課	1	ご指摘のとおり修正します。
1030	2	個人	メール	p. 11 学校内の支援体制イメージ図 園内にも支援体制があります。園の支援体制も図で表記していただくと良いと思います。 公立園だけだとしても他園に参考になるのではないのでしょうか。	第3章 取組の方向Ⅲ イメージ図	教育支援課	1	いただいたご意見に沿って修正します。
1030	3	個人	メール	p. 10のイメージ図 左の図から幼稚園・こども園が抜けている点です。 左の図の 特別な支援を要する児童・生徒 特別な支援を要する園児・児童・生徒 を入れてください。園でもインクルーシブ教育は行っております。 幼稚園・こども園の絵はそのまま良いかと考えます。	第3章 取組の方向Ⅰ イメージ図	教育支援課	1	いただいたご意見に沿って修正します。
1030	4	個人	メール	p. 12 推進施策2 教育環境の整備 教室環境の整備→保育室・教室環境の整備 教室のユニバーサルデザイン環境は、保育室も同様なことがいえます。	第3章 取組の方向Ⅰ	学校施設計画課	4	多様な利用者を考慮したユニバーサルデザインの考え方は、学校や保育施設を計画するうえで重要な課題であると認識しています。施設の更新にあたっては、この点を十分に検討してまいります。
1030	5	個人	メール	p. 13 推進事業5 学校ICT環境の整備 インクルーシブ教育を実践している園でもICT環境の整備は必須であると考えます。特別に支援が必要な子どもたちにできる支援をICT化により広がることは特別支援教育推進に広がります。	第3章 取組の方向Ⅰ	学校ICT課	4	区立幼稚園・こども園におけるICT環境整備については、移動式プロジェクターを整備し、幼児にわかりやすく行事内容を伝えるなど活用しています。 更なるICT環境整備については、今後調査研究してまいります。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	分野	担当所管	対応区分	検討結果（対応策）
1030	6	個人	メール	<p>p. 15 現状・取組の必要性 特別に支援が必要な園児が増加傾向にあり、園においても専門性の高い指導技術が求められている。それを実践してために園でもICT化を進めていく必要がある。また、保育室のユニバーサルデザインの考え方に基づく保育室環境を整えていくことは、他の幼児にとっても効果的な指導といえる。</p> <p>というような文言があると良いかと考えます。</p>	第3章 取組の方向Ⅰ	学校ICT課 学校施設計画課	4	<p>区立幼稚園・こども園におけるICT環境整備については、移動式プロジェクターを整備し、幼児にわかりやすく行事内容を伝えるなど活用しています。</p> <p>更なるICT環境整備については、今後調査研究してまいります。</p> <p>多様な利用者を考慮したユニバーサルデザインの考え方は、学校や保育施設を計画するうえで重要な課題であると認識しています。施設の更新にあたっては、この点を十分に検討してまいります。</p>
1030	7	個人	メール	<p>p. 17 学校ICT環境の整備 学校→学校・園 インクルーシブ教育を進めていく上でも教材や環境を整えていくことは必要です。また、他の幼児にとっても、幼児期だからこそその視覚的・聴覚的な教材の支援として有効性があると考えます。</p>	第3章 取組の方向Ⅰ	学校ICT課 学校運営課 教育指導課	4	<p>区立幼稚園・こども園におけるICT環境整備については、移動式プロジェクターを整備し、幼児にわかりやすく行事内容を伝えるなど活用しています。</p> <p>更なるICT環境整備については、今後調査研究してまいります。</p>
1030	8	個人	メール	<p>p. 24 推進事業18 特別支援補助員の人材確保ができない状況が続いております。目黒区周辺区の時給や給料が目黒区より高いこと小学校等の支援員の方が園の時給・給料より高いこともあり人材確保が容易でない状況です。</p> <p>ぜひ賃金の見直しを行い、特別支援教育を充実していきたいと考えます。</p>	第3章 取組の方向Ⅲ	学校運営課	4	<p>要支援児数及び近隣自治体の状況等を踏まえ、検討課題とします。</p>
1030	9	個人	メール	<p>p. 25 推進事業19 公私立の幼稚園・こども園・保育所等との連携による支援の充実 教育相談員 → 専門家による (→ 教育相談員によるペアレントトレーニングを紹介する講習会) ペアレントトレーニングは専門家による数十回にわたるトレーニングですので、ぜひ専門家を招聘してのトレーニングの実現をよろしくお願い致します。</p>	第3章 取組の方向Ⅲ	教育支援課	4	<p>関係部局・関係機関による実施状況や近隣区の実施状況を踏まえて、今後の研究課題とします。</p>
1030	10	個人	メール	<p>スーパーバイズ → スーパーバイズ</p>	用語解説	教育支援課	1	<p>ご指摘のとおり修正します。</p>

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	分野	担当所管	対応区分	検討結果（対応策）
1030	11	個人	メール	p. 44 ウ 平成30年度校内研修開催状況 外部専門家による講義等の幼稚園・こども園の数値ですが、毎年外部講師を招聘して3園合同で研修会を実施しています。「0」ではなく「3」という数字を入れてくださいますようお願いいたします。	参考資料	教育支援課	1	ご指摘のとおり修正します。
1031	1	個人	メール	担当する教師が発達障害に関して本当に理解があるかどうかが甚だ疑問に感じます。発達障害は、個性や苦手な部分も多く、それを周りからストレスとして見られてしまいます。先生の中には、厳しく教育するといって暴力的な言動をする人もいますので間違った教育をしてしまい、こどもに逆効果になる可能性もあるとおもいます。	第2章 1(3) 特別支援教室	教育支援課	2	発達障害については、これまで、様々な教員研修を実施して理解啓発を図ってきました。 今回の改定素案では、「推進事業6 教職員への理解啓発」のほか、「推進施策4 専門性をもつ教員の育成」での各種の取組を進めます。
1031	2	個人	メール	第3章 取組の方向Ⅲ 現状・取組の必要性 医療機関との連携に関して：自称：発達障害を扱っている病院との連携では絶対にうまくいくことはありません。医者やカウンセラーは、努力の問題とって、まったく仕事らしい仕事をしないまま終わってしまいます。高い人件費で発達障害をわからない医者が出てきても税金の無駄になってしまいます。 バフハラ教育する人間もいるのでそこは疑問に感じます。	第3章 取組の方向Ⅲ	教育支援課	5	今回の改定素案では、p. 24の「取組の方向Ⅲ 保護者や関係機関等との連携による支援体制の充実」の現状・取組の必要性の記載で、「医療的ケアを必要とする児童・生徒に関しては、医療機関や学童クラブとの連携を深め、必要な支援体制を構築する必要があります。」として、「推進事業24 学校における医療的ケアの実施に係る医療機関等との連携の強化」を掲げています。 また、医療的ケアを必要とする児童・生徒以外の児童・生徒への指導・支援のために、その主治医や医療機関と連携が必要となる場合もあります。
1031	3	個人	メール	p. 45 相談員のなかには、医者や臨床心理士などといった方々も発達障害を理解していない人があまりにも多すぎるのが現状です。大学病院などの先端を行っている方でないと喧嘩にもめごとになる可能性が高いです。学校の先生も気持ちの問題とばかり思っている人も多いので、そこからスタートしないと始まらないと思います。	参考資料	教育支援課	2	発達障害については、これまで、様々な教員研修を実施して理解啓発を図ってきました。 今回の改定素案では、「推進事業6 教職員への理解啓発」のほか、「推進施策4 専門性をもつ教員の育成」での各種の取組を進めます。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	分野	担当所管	対応区分	検討結果（対応策）
2001		団体	メール	<p>いつもお世話になりありがとうございます。</p> <p>p. 11、イメージ図を拝見して感じた事です。</p> <p>学校卒業後の子供達の進路先として、こちらの図だと「企業」「福祉工房」の2つですが、現在は「就労支援センター」「就労移行支援事業所」「障害者就業・生活支援センター アイキャリア」等々を利用する方も多くいらっしゃいます。</p> <p>進路先の一つとして、就労支援施設が含まれていると、これらを運営している私共としても大変有難く存じます。どうぞよろしくお願いたします。</p>	第3章 取組の方向Ⅲ イメージ図	障害福祉課 教育支援課	1	学校卒業後の進路は様々に多様化しているため、イメージ図の表記を一部修正します。
2002	1	団体	メール	<p>p. 19 推進事業9</p> <p>特別支援学級の児童・生徒も通常の学級に副籍を置くなどして、一人ひとりの状態に応じた交流及び共同学習を推進していただきたい。</p>	第3章 取組の方向Ⅰ	教育支援課	2	特別支援学級に在籍する児童・生徒と通常の学級に在籍する児童・生徒との交流及び共同学習は、従来からの取組に加え、今回の改定素案に「推進事業9 交流及び共同学習の充実」を掲げており、指導主事等の学校訪問による継続的な指導・助言や、特別支援学級設置校への「交流及び共同学習支援員」の配置といった新たな取組により、充実を図ります。
2002	2	団体	メール	<p>p. 19 推進事業10 特別支援学校に在籍する児童・生徒の副籍交流の充実</p> <p>副籍校では、全ての教職員に向け副籍交流の情報を共有し、受け入れ体制を確立していただきたい。また、受け入れ学級の教員には、事前に児童・生徒の特性などを充分把握していただきたい。</p> <p>※ご参考～保護者アンケートより～</p> <p>子どもか副籍交流でお世話になってます。子どもは特別支援学校にいるため、他のいろいろな児童と交流できる副籍制度はとても貴重なもので実際に得るもの学ぶことは少なくありません。またいわゆる健常児と言われる児童かうちの子を知ること心のハリアフリーに繋がれはど思っています。てすか心のハリアフリーを目指した交流は一方通行では意味がありません。お互いかお互いを知り理解を深めることか必要です。その意味では、受け入れてくださっているクラスの児童か、うちの子と交流をすることで何の学びがあるのか。先生かそのことをどのように考え伝えてくれているのかかいまの副籍交流では見え</p>	第3章 取組の方向Ⅰ	教育支援課	2	<p>副籍交流は、児童・生徒が在籍する特別支援学校と、交流先である地域指定校とが連携し、活動内容を検討しています。本区では、各校・園の特別支援教育コーディネーターの連絡会に特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを招き、副籍交流を中心とした情報交換の時間を確保して、連携を深めています。</p> <p>また、通常の学級の担任、特別支援学校の担任、児童生徒本人・保護者の四者によって、副籍交流の内容を検討する事前の打ち合わせを行うことについて、本区から都立特別支援学校に照会したところ、新規の直接交流の場合は、保護者の希望に応じて行うという回答を得ています。</p> <p>今回の改定素案に「推進事業10 特別支援学校に在籍する児童・生徒の副籍交流の充実」を掲げており、今後、こうした情報交換の機会の確保を就学相談のしおりなどで周知し、特別支援学校に在籍する児童・生徒の副籍交流の充実を図ってまいります。</p>

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	分野	担当所管	対応区分	検討結果（対応策）	
				にくくなっています。同じ場所において同じごとをするだけか果たして交流てじょうか。いまあるマニュアルの中のメニューをこなしているたけにも感じます。うちの子は自己紹介・作品展示・学芸会見学・学校祭りなどで交流していますか、他の授業に参加している方の話を聞いても、クラスの児童と触れ合う機会はあまりありません。副籍交流を経験された保護者の中に、お客さま扱いたづた、という感想を持つ方がいるのはそれも原因の一つだと思います。また 現在、特別支援を受けている子が通常の学級に入る交流か中心てすか、その逆かあってもいいように思います。対等である存在のお互いか交流をすることて理解を深め、心の垣根を無くしていく。そんな心のハリアフリーになればいいなと願います。					
2002	3	団体	メール	p. 23 推進事業17 大学等との連携による自立活動の指導の充実 大学等と連携した自立活動の指導の充実は、ぜひとも実施していただきたい。実施にあたっては、連携している大学の学生に支援に入ってもらなどして、指導方法の確認をしながら進めてもらいたい。	第3章 取組の方向Ⅱ	教育支援課	2	ご意見の趣旨を踏まえて、取り組みます。	
2002	4	団体	メール	p. 25 推進事業20 保護者への早期からの就学情報提供と就学相談の充実 保護者への就学情報の提供時には、通常の学級、特別支援教室、特別支援学級、特別支援学校のそれぞれの特徴、卒業後の事例等を丁寧に説明していただきたい。	第3章 取組の方向Ⅲ	教育支援課	2	毎年度、就学相談のしおり「みんなが笑顔でいきいきと」を改訂し、幼稚園・こども園・保育園等において配布していただくとともに、区ホームページでも公開しています。卒業後の事例の説明は、個人情報の問題もあるため、引き続き、調査・研究します。	
2003	1	団体	メール	インクルーシブ教育について 行政の方向性として、すべての児童・生徒は可能な限り、合理的配慮のもと、共に学ぶことを掲げられており、遅れていた日本のインクルーシブ教育の大きな前進と歓迎しているが、この方針を正しく履行するためには、人的資源があまりにも不足している。通常級での環境が整わない中、支援が必要な子どもは放置されることが危惧される。	第3章 取組の方向Ⅱ	教育支援課	2	それぞれの学びの場では、学習指導要領に則った教育課程が編成され、その教育課程に基づく教育活動が行われています。その上で、支援の方法・内容は、学校が保護者のご相談して、個別の指導計画や学校生活支援シートの作成を経て、それぞれ実情に合わせて実施しています。	

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	分野	担当所管	対応区分	検討結果（対応策）
2003	2	団体	メール	支援級に関して 情緒的な問題と境界域の知的課題を有する児童もいる。生活面や学校生活での決まりごとに対応するのが難しい、小学校の低学年では固定の支援級で手厚く対応し、落ち着いたところで通常級に変更するのが、成長段階にあった教育だと考える。一方、知的に多少の困難がある児童も低学年までは通常級でも大きな問題なく通学でき、さらに、そのことが定型発達の子どもの人権教育に良い影響を与えられる。一人一人の発達状況にあわせて、柔軟に通常級と支援級を使い分けられるのがより良い小学校教育と考える。	第3章 取組の方向Ⅲ	教育支援課	2	特別な支援を必要とするお子さんの就学先の決定にあたっては、関係法令に基づき、就学相談を丁寧に行い、本人の障害の状態や教育的ニーズ、本人・保護者・専門家の意見、学校や地域の状況などを基に総合的に判断し、児童・生徒一人ひとりのもつ能力や可能性を最大限に伸ばすことができる就学先を保護者にお示ししたうえで、さらに本人・保護者の意向を可能な限り尊重して合意形成を行っています。 また、就学後も継続相談を行い、随時、転学相談も受け、児童・生徒の実態に応じた学びの場の変更も柔軟に行っています。
2003	3	団体	メール	中学校の情緒固定級に関して 目黒区では全国でも珍しい情緒の固定学級「しいの木」があるが、やはり問題が多いと聞いている。自閉の人は同じ自閉の人が苦手なことが多い。また、多動で衝動的な子どもたちを狭い空間に集めて、問題が起こらない方が不思議なくらいである。現在、知的に問題のない生徒は定型発達の子と一緒の高等学校に通うケースが多いので、中学だけ特別扱いするのは却ってマイナスになる可能性が高いと考える。現在、すべての中学校に特別支援教室が設置されており、「しいの木」のあり方を総合的に検討するべきではないか。	第3章 取組の方向Ⅱ	教育支援課	3	学習障害と注意欠陥多動性障害がある生徒は、自閉症・情緒障害特別支援学級では指導の対象になりませんが、特別支援教室では指導の対象になります。また、自閉症と情緒障害についても、対象となる程度が両者で異なっています。そのため、中学校全校に特別支援教室が設置された現在でも、依然として自閉症・情緒障害特別支援学級しいの木を設置する必要性はあります。 改定素案では、「推進事業16 特別支援学級における指導・支援の充実」の実施策として、「小学校自閉症・情緒障害特別支援学級の設置に係る検討」を掲げておりましたが、検討が進み、今後、令和3年4月の小学校における自閉症・情緒障害特別支援学級設置に向けて必要な検討を行ってまいります。
2003	4	団体	メール	目黒区は、特別支援教室にはいち早く取り組んできて、充実しているが、電子化（ICT化）が都内でも遅れていると聞いている。電子黒板も何校か導入されたが、電子黒板のみでは機能の一部しか使われず、学習障害などで板書が難しい児童にとって、タブレット端末は必須です。	第3章 取組の方向Ⅰ	学校ICT課 教育支援課	4	現在、実施計画事業として、計画的に学校のICT環境整備を進めています。 主な整備の内容は、特別支援学級を含め小中学校全教室に電子国産機能付きのプロジェクターを原則固定式で整備するほか、パソコン教室のパソコンをタブレット型に変更しながら整備しています。 また、更新に合わせて普通教室や特別支援学級等において、無線化によるネットワーク環境の改善を進めており、パソコン教室以外でもタブレット型パソコンを利用でき

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	分野	担当所管	対応区分	検討結果（対応策）
								る環境の整備を進めています。
2003	5	団体	メール	目黒区は、知的な遅れがある児童は、特別支援教室は利用できない。高学歴の保護者が多い事もあり、子どもにも高学歴を求める傾向が高い。当然、学校もそのための対応を保護者から迫られるため、分ける教育になりがち。	第3章 取組の方向Ⅱ	教育支援課	5	東京都では、特別支援教室の指導対象となる児童・生徒を「知的障害のない発達障害又は情緒障害であり、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの」とし、その児童・生徒10名に対して教員1名を配置しています。そのため、特別支援教室で知的障害のある児童・生徒を指導することは、現状としては、全都で認められていません。
2003	6	団体	メール	目黒区は、中学校に、固定の情緒・自閉症の支援学級(しいの木学級)があり、他区でも珍しい。他区から引っ越してきて、しいのき学級に入る生徒もいる。小学校にも、固定の情緒・自閉症の支援学級を設置しようという動きがある。良い部分もあると思うが、自閉症同士は合わないことが多く、小さなうちは良いかもしれないが、特に中学校では狭い場所で一緒に学ぶことへの負担が大きい。しっかりと検証して欲しい。	第3章 取組の方向Ⅱ	教育支援課	3	学習障害と注意欠陥多動性障害がある生徒は、自閉症・情緒障害特別支援学級では指導の対象になりませんが、特別支援教室では指導の対象になります。また、自閉症と情緒障害についても、対象となる程度が両者で異なっています。そのため、中学校全校に特別支援教室が設置された現在でも、依然として自閉症・情緒障害特別支援学級しいの木を設置する必要性はあります。 改定素案では、「推進事業16 特別支援学級における指導・支援の充実」の実施策として、「小学校自閉症・情緒障害特別支援学級の設置に係る検討」を掲げておりましたが、検討が進み、今後、令和3年4月の小学校における自閉症・情緒障害特別支援学級設置に向けて必要な検討を行ってまいります。
2003	7	団体	メール	目黒区では、特別支援教室の利用が最大週8時間までとなっているが、実際には週3時間くらいまで。少ないと思うが、通常授業を抜けて受けるため、あまり増えても授業に支障がでる。授業時間以外に利用できないものか。	第3章 取組の方向Ⅱ	教育支援課	3	東京都では、特別支援教室での個々の児童・生徒への指導を週8単位時間までとして巡回指導を行う教員を配置しています。各学校に設置している特別支援教室は、巡回指導教員の巡回日の関係から、そのスペースを全日活用しているとは限りませんので、巡回指導日時以外の時間帯にタイムシェアという形で、そのスペースを別に活用する取組を行っている学校はあります。こうした学校施設の活用は学校によって事情が異なっています。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	分野	担当所管	対応区分	検討結果（対応策）
2003	8	団体	メール	特別支援教室で、コミュニケーションに関する自立活動だけでなく、カウンセリングなどもしてもらえたらいい。	第3章 取組の方向Ⅱ	教育支援課	2	中学校における特別支援教室では、思春期を迎えた発達障害のある生徒の心理的な安定を図るとともに、学習意欲の喚起や生徒本人の自尊感情を培いながら、自己理解・自己受容を促し、生徒本人が自己の長所や短所を自覚し、かつ、将来の自己イメージを持てるようになるため、巡回指導教員が、心理職と連携し、相談機能を果たしています。
2003	9	団体	メール	特別支援教室は、拠点校とそうでない学校とに、差がある。場所や教材などの環境面が整備されていないだけでなく、コミュニケーションスキルアップのために行う小集団も人数が集まらず、拠点校ほど充実していない。	第3章 取組の方向Ⅱ	教育支援課	2	情緒障害等通級指導学級設置校から特別支援教室拠点校に移行した学校と、既存校舎のスペースを転用して特別支援教室を設置した学校とでは、特別支援教室の教室環境に違いがあることはご指摘のとおりです。 一方、拠点校の巡回指導教員は巡回校を兼務して指導しますので、使用する教材等での差はありません。また、小集団での指導は、各学校での教室環境による制約よりも、個々の課題に重なりがある児童・生徒が同じ時間帯に利用できるかで変わります。 今後とも、特別支援教室における指導・支援の充実を図ります。
2003	10	団体	メール	特に小学校低学年のうちは、（発達がゆっくりしている児童も多い）情緒・自閉症の支援学級があったら、その方が望ましい。通常級に在籍している不安もある。（通常級にいつでも転籍できる柔軟性は必要）	第3章 取組の方向Ⅱ	教育支援課	2	改定素案では、「推進事業16 特別支援学級における指導・支援の充実」の実施策として、「小学校自閉症・情緒障害特別支援学級の設置に係る検討」を掲げておりましたが、検討が進み、今後、小学校における自閉症・情緒障害特別支援学級の令和3年度設置に向けて検討・準備してまいります。
2003	11	団体	メール	特別支援教室や特別支援学級に通っている事について、差別的発言を通常級の児童からされる事がある。そのような発言は、保護者が教えているのか？児童だけでなく、保護者や教員も含め、理解啓発や人権に関する教育が大事。	第3章 取組の方向Ⅰ	教育指導課 教育支援課	2	子どもの尊厳及び基本的人権を侵害する発言は、絶対に許されません。今後も学校、保護者、関係機関等と緊密に連携・協力して、人権教育の推進を図るとともに、特別に配慮が必要な児童への支援・指導の充実を図ってまいります。 また特別支援教育に関する教員、児童・生徒、保護者、区民への理解啓発は、全ての取組のなかで基盤となるものと考え、心のバリアフリーの推進に取り組みます。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	分野	担当所管	対応区分	検討結果（対応策）
2003	12	団体	メール	教員のスキルアップが大事。先生次第。問題の多くは教員の関わり方による事が大きい。研修の機会を設けても、校内1名だけ。研修を受けた教員が他の教員に伝達することになっているが、伝達する事自体が難しい。	第3章 取組の方向Ⅱ	教育支援課	2	今回の改定素案では、「推進事業12 効果的なOJTと校内研修体制の構築」を掲げ、大学等の学識経験者による授業観察・指導助言の活用などの実施策に取り組んでまいります。
2003	13	団体	メール	学校長の想い次第。 学校長は、マネジメントが上手な人がなりがちだが、学校経営・マネジメントは民間人が請け負ってもよいのではないか。学校長には心のバリアフリーを有することが求められると思う。あくまで子どもの成長を学力のみならず、心の成長も目指す善き教育者であってほしい。病院に院長と理事長がいるように、教育と経営を分けても良いのではないか。	第3章 取組の方向Ⅰ	教育支援課	2	今回の改定素案では、「推進事業3 心のバリアフリーの推進」を掲げ、まず、教職員への理解啓発を図っていきませんが、中でも、学校経営を行う校長への理解啓発は不可欠と考えています。
2004	1	団体	メール	推進施策1 学校・園における支援体制の充実 アセスメント機能の充実とありますが、このような説明を受けたことがないので、どのようなものなのか、よくわかりません。これは、必要時は個別指導計画や学校生活支援シートを作成していただけるということでしょうか。現在、幼稚園では作成されていますか。区立幼稚園に通っていますが、この存在を知りません。小学校でも支援学校判定で通常級に進学する場合も作成されているのでしょうか。就学支援シートとはどのように違うのでしょうか。 子どもの個人の特性を把握してもらうまでには、時間がかかりかかるので、幼児期から早めに作成していただいて、就学後も継続的に活用していただくことで、理解が早まるのではないかと思います。	第3章 取組の方向Ⅰ	教育支援課	2	区立小・中学校、幼稚園、こども園において、特別支援教育を行うためには、対象となる幼児・児童・生徒一人ひとりの学習面・生活面の困難さや状態を適切に把握するアセスメントを実施します。その実施に当たっては、保護者からいただく就学支援シートのほか、学校はチェック項目の一覧や標準化されたテストなどのアセスメントツールを使用します。こうしたアセスメントや保護者との面談を踏まえ、個別指導計画や学校生活支援シートを作成します。
2004	2	団体	メール	推進施策1 学校・園における支援体制の充実 学校や園での合理的配慮の事例はどのように集めているのでしょうか。アンケートやHPでの募集など、このような合理的配慮を受けてありがたかったというようなことがお伝えできるような方法があると思います。	第3章 取組の方向Ⅰ	教育支援課	2	区立小・中学校、幼稚園・こども園に情報提供を依頼して、本人・保護者からの合理的配慮の申出や意見等を踏まえて合意形成できた事例を集めています。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	分野	担当所管	対応区分	検討結果（対応策）
2004	3	団体	メール	推進施策2 教室環境の整備 教室環境のユニバーサルデザイン化について、簡単にできるところからでも取り組んでいただきたいと思います。特別な支援を必要とする児童・生徒だけでなく、すべての児童・生徒にとって、学びやすい環境になると思います。	第3章 取組の方向I	教育支援課	2	児童・生徒が学習に集中できるよう、教室前方の掲示を最小限にとどめ黒板周りをすっきり整えるなどの教室環境のユニバーサルデザイン化については、教員の1年次研修や、指導主事の学校訪問の際に、指導・助言して取り組んでいます。
2004	4	団体	メール	推進施策2 教室環境の整備 学校 ICT 環境の整備について、せっかく導入してくださった電子黒板機能付きプロジェクターが十分に活用されているとはいえないのではないかと思います。最大限活用していただきたいと思います。支援の必要な児童・生徒にはタブレット等を活用することで、苦手な特性を補えると思います。まずは、支援学級からでも、一人一台のタブレットを活用して、電子黒板機能付きプロジェクターと連動した授業を取り入れていただきたいと思います。	第3章 取組の方向I	学校 ICT 課 教育支援課	4	学校のICT環境整備は、一定の財政負担を伴うことから、計画的かつ段階的に進めていく必要があり、実施計画に掲げ、着実に取組を進めているところです。 現在の実施計画は、特別支援学級を含む全ての教室に電子黒板機能付きプロジェクターを整備することを大きな柱とした取組ですので、児童生徒一人一台のタブレット端末等の整備を行う内容としておりません。 学校のICT環境の更なる充実については、すべての子どもの多様なニーズに応えることができるICT環境を目指し、調査研究を進め、令和2年度を目途に学校の情報化の推進にかかる計画を策定する予定としております。
2004	5	団体	メール	推進施策3 心のバリアフリーの推進 心のバリアフリーは、幼児期からの経験の積み重ねがとても大切だと思います。区立幼稚園・こども園では心のバリアフリーの推進がとても自然な形で取り組まれていると思います。小学校でも、低学年からの子ども同士の関わり方が非常に大切だと思います。	第3章 取組の方向I	教育支援課	2	小学校低学年からの心のバリアフリーの推進では、その発達段階に合わせた児童・生徒への理解啓発や交流及び共同学習に取り組んでまいります。
2004	6	団体	メール	推進施策3 心のバリアフリーの推進 支援学級のある学校では、支援学級の児童・生徒も、交流や共同学習をする通常学級でのクラスの一員であるということが、子どもたちや保護者にもわかりやすいような環境整備をしていただきたいと思います。入学式、最初のスタートがとても肝心だと思います。配布される通常学級名簿にも、あいうえお順に加えていただくことや机や下駄箱が通常級のクラスの中にも設置していただく、通常級の一員として名前を呼んでいただく、集合写真も一緒に撮る。みんないっしょに…ということを感じられることが大事だと思います。入学式で分かれてしまうと、子どもたちの間にも、保護者同士にも壁ができてしまうと感じます。菅刈小学校あすなろ学級で素晴らしい取り組みをされているとの	第3章 取組の方向I	教育支援課	2	日常的な交流及び共同学習を、特別支援学級・通常の学級の双方の教育課程に位置付けて、環境整備等、工夫して取り組んでいる学校の取組事例については、特別支援学級設置校長会、特別支援学級主任会、特別支援教育コーディネーター連絡会等で周知し、各校に勧奨しています。 今後は、指導主事等の訪問による継続的な指導・助言や、特別支援学級設置校への「交流及び共同学習支援員」の配置など新たな取組を含めて、交流及び共同学習の充実を図ってまいります。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	分野	担当所管	対応区分	検討結果（対応策）
				ことなので、ぜひ、すべての支援学級で早急に取り組んでいただけるよう、各学校の校長先生に一步踏み出していただきたいです。お願いいたします。				
2004	7	団体	メール	<p>推進施策3 心のバリアフリーの推進</p> <p>特別支援学級設置校への「交流及び共同学習支援員」の配置とありますが、通常学級の「特別支援教育支援員」と同じような役割でしょうか。交流及び共同学習が推進され、特別支援学級の児童・生徒が安心して学べるようにぜひお願い致します。あわせて、特別支援学校に在籍する児童・生徒の副籍交流の充実のためにも、直接交流の際には、このような支援員の方が入ってくださると大変ありがたいです。</p>	第3章 取組の方向Ⅰ	教育支援課	2	<p>現在、本区の特別支援学級には、東京都から配置される教員のほか、児童・生徒の介助を職務とする「特別支援学級補助員」を区で配置しています。</p> <p>今回の改定素案では、特別支援学級設置校での交流及び共同学習の実施体制整備のため、新たな実施策として、児童・生徒の介助のほか、交流及び共同学習の支援・補助を職務とする「交流及び共同学習支援員」の配置を掲げています。</p> <p>特別支援学校に在籍する児童・生徒と区立小・中学校との副籍交流で、特別支援学級が直接交流先となる場合の支援内容については、保護者のご希望に応じて、本人・保護者・両校の教員による個別の事前相談で検討されることとなります。</p>
2004	8	団体	メール	<p>推進施策4 専門性をもつ教員の育成</p> <p>現在ほどのようにされているか、わかりませんが、すすすくのびのび園の先生の中で、以前、油面小学校のわかたけ学級にいらしたという方がいらっしゃいます。生活介助等のためなのかもしれませんが、各学校の支援学級に、すすすくのびのび園での経験がある先生がいたら、特に低学年のうち、子どもたちにとっても保護者にとっても、とても安心して学校生活を過ごせるだろうと思います。以前、こども園にすすすくのびのび園の先生だった方がいらして子どもたちの特性をよく理解してくださるので、とても安心だと保護者の方から伺いました。その先生が園児たちに接する日々様子を見ているだけで、ほかの先生も接し方を理解してきて、だんだん対応が上手になってくると思います。すすすくのびのび園で保護者が先生の対応の仕方を少しずつ学んで特性のある子どもたちに慣れてくるのと同じような効果があると思います。研修もとても大切ですが、日々の経験の積み重ねは、特別支援教育の視点をもつ教育の育成への近道になるのではないかと感じます。</p>	第3章 取組の方向Ⅱ	教育支援課	2	<p>本区の教員研修では、1年次（初任者）の教員は、虐待防止、人権教育、障害者差別解消法などのeラーニング全教員悉皆研修のほか、全10回の集合研修、2泊3日の宿泊研修のほか、課題別研修を受講します。特別支援学級担任の課題別研修は都立特別支援学校で指導の実際を学びます。また、2・3年次の教員は、それぞれ全3回の年次別の集合研修のほか、全6回の教育相談初級研修を受講します。さらに、年次にかかわらず、特別支援学級・特別支援教室の教員は、障害種別の専門研修を毎年受講します。</p> <p>今後、効果的なOJTと校内研修、大学と連携したスーパーバイズ等により、教員の専門性の向上を図ってまいります。</p>

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	分野	担当所管	対応区分	検討結果（対応策）
2004	9	団体	メール	<p>推進施策5 小・中学校における多様な学びの場での指導・支援の充実</p> <p>特別支援教室(通級)について、「通常の学級に在籍する『知的発達に遅れのない発達障害等の児童・生徒（自閉症、情緒障害、学習障害又は注意欠陥多動性障害に該当する又はそれに類するもの）』を対象に設けられるもの」と定義されています。</p> <p>知的に遅れがあっても通常級に在籍することができるため、この「知的発達に遅れのない」という条件を外せないでしょうか。</p> <p>もし「知的発達に遅れのある児童」の学習フォローは特別支援級で賄うのであれば、保護者の希望のある学校に特別支援級を設置していただけないでしょうか。</p> <p>知的発達に遅れがある児童を差別せず、全ての学校で学習がフォローされるよう態勢を整えていただけると嬉しいです。</p>	第3章 取組の方向Ⅱ	教育支援課	3	<p>東京都では、特別支援教室の指導対象となる児童・生徒を「知的障害のない発達障害又は情緒障害であり、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの」とし、その児童・生徒10名に対して教員1名を配置しています。そのため、特別支援教室で知的障害のある児童・生徒を指導することは全都で認められていません。</p> <p>また、知的障害特別支援学級の増設の計画はありません。</p> <p>通常の学級の教育課程に基づく指導では、提供可能な範囲での合理的配慮とともに、通常の学級における授業のユニバーサルデザイン化を推進します。</p>
2004	10	団体	メール	<p>推進施策5 小・中学校における多様な学びの場での指導・支援の充実</p> <p>現在、目黒区の公立小学校には、自閉症・情緒障害特別支援学級(固定学級)が設置されていません。早急の設置と、該当する児童が適切な指導・支援を受けられることを望みます。</p>	第3章 取組の方向Ⅱ	教育支援課	2	<p>改定素案では、「推進事業16 特別支援学級における指導・支援の充実」の実施策として、「小学校自閉症・情緒障害特別支援学級の設置に係る検討」を掲げておりましたが、検討が進み、今後、小学校における自閉症・情緒障害特別支援学級の令和3年度設置に向けて検討・準備してまいります。</p>
2004	11	団体	メール	<p>推進施策5 小・中学校における多様な学びの場での指導・支援の充実</p> <p>小学校自閉症・情緒障害特別支援学級の設置は、中学校より小学校、しかも小学校低学年のうちの方がより必要だと思います。学年があがるにつれて、少しずつ特性が落ち着いてくる傾向にあるとの話も耳にします。低学年のうちには手厚い支援をしていただきたいです。学校生活が落ち着いてきたら、通常学級との交流・共同学習をだんだん増やして、通常学級に転籍できるとさらに良いと思います。</p>	第3章 取組の方向Ⅱ	教育支援課	2	<p>改定素案では、「推進事業16 特別支援学級における指導・支援の充実」の実施策として、「小学校自閉症・情緒障害特別支援学級の設置に係る検討」を掲げておりましたが、検討が進み、今後、小学校における自閉症・情緒障害特別支援学級の令和3年度設置に向けて検討・準備してまいります。</p> <p>交流及び共同学習や転学に関しては、一人ひとりの児童の実態に応じて、柔軟に対応してまいります。</p>
2004	12	団体	メール	<p>推進施策5 小・中学校における多様な学びの場での指導・支援の充実</p> <p>就学時に就学先を決定してしまうと、それぞれのルートに乗せられ、将来の道が決められてしまうような印象を受けます。通常級、支援学級、支援学校の間にある壁がとても高く感じます。子どもの発達にあわせて、もっと緩やかに行き来できる環境を整えていただきたいです。</p>	第3章 取組の方向Ⅱ	教育支援課	2	<p>学びの場を変更したいという転学相談は、随時、受け付けていますが、進級に伴う4月からの転学相談の場合、前年11月末までにご相談いただくよう、就学相談のしおり「みんなが笑顔でいきいきと」で周知しています。この冊子は、区ホームページでも公開しています。</p>

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	分野	担当所管	対応区分	検討結果（対応策）
2004	13	団体	メール	<p>推進施策5 小・中学校における多様な学びの場での指導・支援の充実</p> <p>特別支援教室の週当たりの時間数を増やしていただきたいです。週3時間程度までという方が多いようで、低学年のうちはもう少しあってもよいのではないかと思います。</p>	第3章 取組の方向Ⅱ	教育支援課	2	<p>東京都では、特別支援教室での個々の児童生徒への指導を週8単位時間までとして巡回指導を行う教員を配置しています。</p> <p>利用される児童・生徒の指導時数は、一人ひとりの児童・生徒の通常の学級での困難さや、通常の学級のどの科目の授業を受けないで特別支援教室の指導を受けるかなどを、学校と保護者が相談して決めています。</p>
2004	14	団体	メール	<p>推進施策5 小・中学校における多様な学びの場での指導・支援の充実</p> <p>通常級の支援員について、週2～3時間程度つけていただけという話を聞いていますが、もう少し増やしていただきたいです。</p>	第3章 取組の方向Ⅱ	教育支援課	2	<p>特別支援教育支援員は、通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童・生徒に対して、配置する有償ボランティアです。各学校からの要請により、安全確保、身辺自立支援、コミュニケーション支援、授業参加支援の4つの視点から、通常の学級に在籍する児童・生徒の学習面や行動面の観察を教育委員会の専門職員が行い、教職員による支援のほか、個々の必要に応じて配置時数を決定しています。</p> <p>平成28年度以降の小・中学校での配置時数では、対前年度比20パーセント以上の拡充を続けているところです。</p>
2004	15	団体	メール	<p>推進施策6 早期からの連携による支援体制の充実</p> <p>目黒区は、児童発達支援や児童発達支援センターと各園との連携も充実していて、とてもありがたいです。ですが、就学することでその支援が切れてしまう不安を感じます。この支援体制が、就学後も切れ目なく続いていくように学校ともより連携をとっていただきたいです。</p>	第3章 取組の方向Ⅲ	障害福祉課 教育支援課	2	<p>児童発達支援センターの相談支援事業所「ひまわり」では、乳幼児期から18歳未満までの相談支援を行っており、引き続き関係機関との連携を進めてまいります。</p> <p>今回の改定素案の保護者や関係機関等との連携による支援体制の充実イメージ図（p.11）には、現行計画のイメージ図にある児童発達支援センターのほか、障害福祉課、放課後等デイサービス事業所、児童発達支援事業所を新たに加えて学校・園との連携を示しています。</p> <p>また、児童発達支援センターの情報提供事業にも教育委員会が連携してまいります。</p>

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	分野	担当所管	対応区分	検討結果（対応策）
2004	16	団体	メール	<p>推進施策7 就学後から卒業後までを見通した連携による支援体制の充実</p> <p>推進施策6にもありますが、就学後からでなく、就学前から卒業後までを見通した連携をお願いしたいと思います。</p>	第3章 取組の方向Ⅲ	教育支援課	1	<p>現行計画の3つの施策の柱の第3は、「就学前から卒業後までを見通して関係部局・関係機関との連携を強化します」でしたが、今回の改定素案では、3つの柱の第3は「取組の方向Ⅲ 保護者や関係機関等との連携による支援体制の充実」とし、小学校就学前の時期に関しては「推進施策6 早期からの連携による支援体制の充実」に取り組み、小・中学校就学中の時期に関しては「推進施策7 就学後から卒業後までを見通した連携による支援体制の充実」に取り組むよう、時期を2つに分けて表記しています。</p> <p>一方、後者の推進施策7の各推進事業は、小学校就学前からの取組も含むため、いただいたご意見を踏まえて、趣旨がわかりやすくなるよう、推進施策7を「卒業後までを見通した連携による支援体制の充実」に修正するとともに、取組の方向Ⅲの冒頭の説明文に加筆修正します。</p>
2004	17	団体	メール	<p>推進施策7 就学後から卒業後までを見通した連携による支援体制の充実</p> <p>保護者と教育委員会との懇談会について、もっとぎっくばらんに懇談できるような機会があればよいと思います。（教育施策説明会などで発言するのは非常にハードルが高いと感じます。）</p>	第3章 取組の方向Ⅲ	教育支援課	2	<p>今回の改定素案では、「推進事業2-2 保護者と教育委員会との連携による支援の充実」の実施策として、保護者と教育委員会との懇談会の実施を挙げています。</p> <p>毎年、春と秋に各2回ずつ開催している教育施策説明会とは別に、これまでも、当事者の保護者の団体の皆様と教育委員会との懇談会を実施して、率直な意見交換、情報共有を行ってまいりました。そうした取組を計画の中に位置づけて継続してまいります。</p>

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	分野	担当所管	対応区分	検討結果（対応策）
3001	1	議会	書面	・目黒区では、区立小・中学校の通常の学級を担当する教員が特別支援教育に関する理解を深めるとともに、障害特性に応じた指導・支援の充実・改善を図るための研修会が行われ、受講者による各勤務校・園で全教員を対象に伝達還元研修を実施していますが、全教員にはなかなか伝達が難しいのが現状です。すべての教員に伝わるような対策を考えるべきである。	第2章 1（2） 区立小・中学校の通常の学級	教育支援課	2	いただいたご意見の趣旨に沿って、今回の改定素案の「推進事業6教職員への理解啓発」の実施策「eラーニングを含む人権教育研修」や、「推進事業12 効果的なOJTと校内研修体制の構築」の実施策「特別支援教育に関する校内研修会への講師派遣」、「大学等の学識経験者による授業観察・指導助言の活用」などの取組を進めてまいります。
3001	2	議会	書面	第2章 2 目黒区特別支援教育推進計画（第三次）における取組の成果と課題 推進施策4 ・都立特別支援学校の小・中学校に在籍する児童・生徒が副籍を持つ指定居住地域の小・中学校の地域指定校への副籍制度の充実、指導を行う。	第2章 2 目黒区特別支援教育推進計画（第三次）における取組の成果と課題	教育支援課	1	いただいたご意見の趣旨を踏まえて、ご指摘の部分に加筆修正します。
3001	3	議会	書面	第3章 取組の方向・推進施策・推進事業 ・取組の方向Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを推進するには、校長・教員の意識改革が必要。その為にもまずは、校長への理解・啓発に力を入れて欲しい。	第3章 取組の方向Ⅰ	教育支援課	1	ご指摘いただいたとおり、学校経営を行う校長への特別支援教育の理解啓発は不可欠であるため、「推進施策3心のバリアフリーの推進」の「(1)教職員への理解啓発」の説明部分に加筆修正します。
3001	4	議会	書面	第3章 取組の方向・推進施策・推進事業 ・「心のバリアフリー」は、形がないだけに大変に難しいが、目にみえないからこそ1番大事である。障害のある子どもない子ども共々いきいきと学ぶ環境の整備を整えて欲しい。	第3章 取組の方向Ⅰ	教育支援課	2	「障害のある子どもない子ども共々いきいきと学ぶ環境の整備」を3つの柱の第1に掲げ、心のバリアフリーの推進などに取り組んでまいります。
3002	1	議会	メール	前回の第三次推進計画から5年が経過しました。目黒区が取り組んできた特別支援教育は、全般的にも先進的な取り組みとして、多くの児童・生徒が在籍学級での困難を改善克服するなど評価できます。こうした取り組みをさらに発展させ、新たな教育的ニーズにこたえる必要があります。目黒区の特別支援教育支援員の配置対象児童は平成27年度と比較し、1.7倍（平成30）、特別支援教室の利用児童数は	第3章 取組の方向Ⅰ 取組の方向Ⅱ	学校施設計画課 教育支援課	2	今後実施が見込まれる学校施設の更新にあたっては、エレベーターの設置の必要性について十分検討し実施してまいります。 また、子どもたちの多様な教育的ニーズにこたえていくためには、多様な学びの場における指導を充実させることが求められています。今回の改定素案では、「推進事業5 小

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	分野	担当所管	対応区分	検討結果（対応策）
				<p>1. 9倍（31年度）、特別支援学級は1.2倍（31年度）と増加しています。生徒の増加に見合う、教職員の増員や施設設備のバリアフリー化など、子どもに最適・最善の教育がなされる教育環境の整備が必要です。そのため以下、5点にわたって意見を述べます。</p> <p>① インクルーシブ教育実現のために基礎的環境整備と合理的配慮に力を尽くすこと。特に、身体障がいなどでエレベーター設置が必要な場合は、早急に対応すること。また、様々な障がいに合った教育環境の整備を計画に明記すること。</p>				中学校における多様な学びの場での指導・支援の充実」の「推進事業16 特別支援学級における指導・支援の充実」の実施策として、「難聴・言語障害通級指導学級指導用機材の設置」や「小学校自閉症・情緒障害特別支援学級の設置」を進めてまいります。
3002	2	議会	メール	<p>② 今後も、利用者が増加することが予想される。そのための職員体制の強化が必要であるが、東京都が現行の教員の配置基準10:1を引き下げようとしている。子どもに必要な授業時間数や教育内容を確保するために、配置基準を堅持すること。さらに必要であれば目黒区独自で加配することも検討すること。</p>	第3章 取組の方向Ⅱ	教育支援課	3	<p>「特別支援教室」の実施に必要なとなっている、特別支援教育に精通する教員の十分な配置については、特別区教育長会を通じて東京都に要望しているところです。</p> <p>特別支援教室に関する区の独自加配については難しい現状ですが、改定素案の「推進事業15 特別支援教室における指導・支援の充実」の実施策に挙げた、学識経験者や指導主事による授業観察と指導助言の活用、特別支援教室巡回指導教員や特別支援教室専門員の悉皆研修の実施により、特別支援教室における指導・支援の充実を図ります。</p>
3002	3	議会	メール	<p>③ 知的障害がある子どもは特別支援教室の対象外である。そうした子どもが、特別支援学級を選択しなかった場合、通常の学級で教育を受けることになる。その場合の支援体制を充実させること。現在、支援員が配置されているが、障がい児教育ができる専門員の配置が切実に求められている。専門員の配置を進めるように国や東京都に求めること。</p>	第3章 取組の方向Ⅱ	教育支援課	2	<p>今回の改定素案では、「推進事業14 通常の学級における特別支援教育支援員の専門性の向上」を掲げています。</p> <p>増加する通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒への支援のため、特別支援教育支援員の配置時数は、対前年度比20パーセント以上で推移している状況です。</p> <p>特別な支援が必要な児童・生徒に指導を行うための教員定数の改善及び特別支援教育支援員の地方財政措置の拡充については、特別区教育長会を通じて東京都に要望しているところです。</p>

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	分野	担当所管	対応区分	検討結果（対応策）
3002	4	議会	メール	④ 日中働いている保護者やひとり親家庭、医療的ケアが必要な子どもを抱える保護者などの家庭での困難解決について、子育て支援部や健康福祉部と協力しながら対応できる体制を確立する計画を持つこと。	第3章 取組の方向Ⅲ	子育て支援課 障害福祉課 教育支援課	2	<p>ご指摘の点については、子育て支援部では、改定中の子ども総合計画で、成長・発達に応じた切れ目のない支援、特に配慮の必要な家庭についての支援として記載し、取り組んでまいります。</p> <p>教育委員会も含めて、保護者への支援体制を検討する場として、障害者自立支援協議会や医療的ケア児支援関係機関協議会の組織体を活用してまいります。</p> <p>今回の改定素案では、「取組の方向Ⅲ 保護者や関係機関との連携による支援体制の充実」の実施策として、公立の幼稚園・こども園・保育所等との連携による小学校就学前ガイダンスの実施、公立の幼稚園・こども園・保育所等を通じた就学支援シート用紙の保護者向け配布、区立幼稚園・こども園と連携した教育相談員によるペアレントトレーニング講習会の実施、児童発達支援センター等の情報提供事業への教育委員会の参加、看護師配置等に関する学童保育クラブ等との連携強化などに取り組んでまいります。</p>
3002	5	議会	メール	⑤ 就学前から卒業後までを見通して関係部局・関係機関との連携をどう強化するのかが重要な課題である。現在、健康福祉部を中心に、様々な連携が図られているが、特別支援教育を充実するためにも、教育委員会として積極的に連携すること。この間、目黒区児童発達支援センター「すくすくのびのび園」、東山に発達障害支援拠点「ぼると」が設置され、さらに今後4中跡地に障がい者の相談窓口ができる。区内に相談支援施設が増えるなかで、横の連携を強化すること。また、子育てや就労などで、一貫して支援する体制づくりをすすめること。	第3章 取組の方向Ⅲ	障害福祉課 教育支援課	1	<p>ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うため、教育委員会、相談支援機関や子育て、就労等の関係部局・関係機関の連携を一層進めてまいります。</p> <p>今回の改定素案では、「推進事業2-1 児童発達支援センター等との連携による支援の充実」で、児童発達支援センターや児童発達支援事業者等と教育委員会との連携強化による早期からの支援の充実を掲げ、「推進事業2-3 各種協議会による関係機関等との連携の強化」で、健康福祉部が所管する、障害者自立支援協議会、障害者差別解消支援地域協議会、医療的ケア児支援関係機関協議会による関係機関等との連携強化を掲げています。</p> <p>P.11 「取組の方向Ⅲ 保護者や関係機関等との連携による支援体制の充実 イメージ図」と用語解説に発達障害支援拠点を追記します。</p>

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	分野	担当所管	対応区分	検討結果（対応策）
3003	1	議会	書面	今回の計画改定は、国の平成28年の障害者差別解消法、発達障害者支援法、児童福祉法の改正ならびに平成29年に小・中学校学習指導要領の改訂、また、東京都の平成28年東京都発達障害教育推進計画策定等の動きを受け進められたものである。近年区内で発達障害等のある児童や医療的ケアが必要な児童の増加を踏まえ、目黒区のインクルーシブ教育がさらに進むよう、啓発も含め積極的に取組んでほしい。そういった点で、取組みの方向性の柱のトップに「障害のある子どもない子ども共にいきいきと学ぶ環境の整備」としたところは評価したい。	改定素案全般	教育支援課	2	全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮しつつ、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実していくインクルーシブ教育システムを構築していくことを基本的な考え方として、今後、理解啓発も含め特別支援教育の推進に積極的に取組んでまいります。
3003	2	議会	書面	幼少期からインクルーシブの環境で育つことは、自然に心のバリアフリーが身についていくと考える。子育て支援、障害福祉部門、教育委員会の壁をさらに取り払い、幼児期からの一貫した環境づくり、ならびに誰も取残されることがないように進めていくことが重要である。	第3章 取組の方向Ⅲ	子育て支援課 障害福祉課 教育支援課	2	障害福祉課として、共生社会の実現に向けて、心のバリアフリーを関係部局と連携して推進してまいります。 子育て支援課として、ご指摘の点については、改定中の子ども総合計画で、子どもの権利の尊重として、子どもの人権に関する啓発や学習を深めるために、高齢者や障害者、子どもたちが相互に交流する機会を作る等お互いの理解を深め、その輪を区全体に広げていくことを課題としてとらえているところです。今後も課題解決に向けて取り組んでまいります。 教育委員会では、今回の改定素案で、「推進施策6 早期からの連携による支援体制の充実」を掲げて、「推進事業18 区立幼稚園・こども園への特別支援補助員の効果的な配置」、「推進事業19 公私立の幼稚園・こども園・保育所等との連携による支援の充実」、「推進事業21 児童発達支援センター等との連携による支援の充実」など、小学校就学前の早期から、子育て支援部、健康福祉部と連携した支援体制の充実に取り組んでまいります。
3003	3	議会	書面	副籍交流等交流のあり方は、学校に限らず広く地域の中で交流が進むよう、様々な視点を持って取組みを進めるべきである。	第3章 取組の方向Ⅰ	教育支援課	1	いただいたご意見の趣旨に沿って、取組の方向Ⅰの冒頭の説明文と「現状・取組の必要性」に加筆修正します。